

茨城県地域防災計画
(地震災害対策計画編)
新旧対照表

平成30年3月

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
茨城県地域防災計画 地震災害対策計画編 目次	茨城県地域防災計画 地震災害対策計画編 目次		
第1章 総 則	第1章 総 則		
第1節 地震災害対策計画の概要…………… 1	第1節 地震災害対策計画の概要…………… 1		
第1 計画の目的…………… 1	第1 計画の目的…………… 1		
第2 計画の用語…………… 1	第2 計画の用語…………… 1		
第3 計画の構成…………… 1	第3 計画の構成…………… 1		
第4 基本方針…………… 2	第4 基本方針…………… 2		
第2節 茨城県の防災環境…………… 3	第2節 茨城県の防災環境…………… 3		
第1 自然環境の特性…………… 3	第1 自然環境の特性…………… 3		
1 地 形…………… 3	1 地 形…………… 3		
2 地 質…………… 3	2 地 質…………… 3		
第2 社会環境の特性…………… 3	第2 社会環境の特性…………… 3		
1 概 要…………… 3	1 概 要…………… 3		
2 人口の見通し…………… 4	2 人口の見通し…………… 4		
3 経済の見通し…………… 4	3 経済の見通し…………… 4		
4 広域交通ネットワークの整備…………… 5	4 広域交通ネットワークの整備…………… 5		
5 生活環境の変化…………… 6	5 生活環境の変化…………… 6		
第3節 茨城県の地震被害…………… 7	第3節 茨城県の地震被害…………… 7		
第1 地震災害の歴史…………… 7	第1 地震災害の歴史…………… 7		
第2 本県に被害をもたらす可能性のある地震…………… 13	第2 本県に被害をもたらす可能性のある地震…………… 13		
第4節 各機関の業務の大綱…………… 14	第4節 各機関の業務の大綱…………… 14		
第1 茨城県…………… 14	第1 茨城県…………… 14		
第2 市町村…………… 14	第2 市町村…………… 14		
第3 指定地方行政機関…………… 15	第3 指定地方行政機関…………… 15		
第4 自衛隊…………… 18	第4 自衛隊…………… 18		
第5 指定公共機関…………… 18	第5 指定公共機関…………… 18		
第6 指定地方公共機関…………… 20	第6 指定地方公共機関…………… 20		
第7 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者…………… 21	第7 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者…………… 21		
第2章 災害予防計画	第2章 災害予防計画		
第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備…………… 22	第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備…………… 22		
第1 対策に携わる組織の整備…………… 22	第1 対策に携わる組織の整備…………… 22		
1 活動体系の全体像…………… 23	1 活動体系の全体像…………… 23		
2 県の活動体制の整備…………… 26	2 県の活動体制の整備…………… 26		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
3 市町村の活動体制の整備…………… 27	3 市町村の活動体制の整備…………… 27		
4 防災関係機関等の活動体制の整備…………… 27	4 防災関係機関等の活動体制の整備…………… 27		
5 第5次地震防災緊急事業五箇年計画の推進…………… 27	5 第5次地震防災緊急事業五箇年計画の推進…………… 27		
第2 相互応援体制の整備…………… 29	第2 相互応援体制の整備…………… 29		
1 応援要請・受入体制の整備…………… 30	1 応援要請・受入体制の整備…………… 30		
2 他都道府県災害時の応援活動のための体制整備…………… 32	2 他都道府県災害時の応援活動のための体制整備…………… 32		
第3 防災組織等の活動体制の整備…………… 34	第3 防災組織等の活動体制の整備…………… 34		
1 自主防災組織の育成・連携…………… 35	1 自主防災組織の育成・連携…………… 35		
2 事業所防災体制の強化…………… 36	2 事業所防災体制の強化…………… 36		
3 ボランティア組織の育成・連携…………… 37	3 ボランティア組織の育成・連携…………… 37		
4 企業防災の促進…………… 39	4 企業防災の促進…………… 39		
5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進…………… 40	5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進…………… 40		
第4 情報通信ネットワークの整備…………… 41	第4 情報通信ネットワークの整備…………… 41		
1 情報通信設備の整備…………… 42	1 情報通信設備の整備…………… 42		
2 防災情報ネットワークシステムの整備…………… 44	2 防災情報ネットワークシステムの整備…………… 44		
3 アマチュア無線ボランティアの確保…………… 44	3 アマチュア無線ボランティアの確保…………… 44		
第2節 地震に強いまちづくり…………… 46	第2節 地震に強いまちづくり…………… 46		
第1 防災まちづくりの推進…………… 46	第1 防災まちづくりの推進…………… 46		
1 防災まちづくり方針の策定…………… 47	1 防災まちづくり方針の策定…………… 47		
2 防災空間の確保…………… 48	2 防災空間の確保…………… 48		
3 防災拠点の整備…………… 49	3 防災拠点の整備…………… 49		
4 市街地開発の推進…………… 49	4 市街地開発の推進…………… 49		
5 避難施設の整備…………… 50	5 避難施設の整備…………… 50		
第2 建築物の不燃化・耐震化等の推進…………… 52	第2 建築物の不燃化・耐震化等の推進…………… 52		
1 建築物の耐震化の推進…………… 53	1 建築物の耐震化の推進…………… 53		
2 建築物の不燃化の推進…………… 55	2 建築物の不燃化の推進…………… 55		
3 建築物の液状化被害予防対策の推進…………… 55	3 建築物の液状化被害予防対策の推進…………… 55		
4 防災対策拠点施設の耐震性の確保等…………… 56	4 防災対策拠点施設の耐震性の確保等…………… 56		
5 文化財保護…………… 57	5 文化財保護…………… 57		
第3 土木施設の耐震化等の推進…………… 58	第3 土木施設の耐震化等の推進…………… 58		
1 道路施設の耐震化等の推進…………… 59	1 道路施設の耐震化等の推進…………… 59		
2 鉄道施設の耐震化の推進…………… 59	2 鉄道施設の耐震化の推進…………… 59		
3 海岸、河川、砂防、農業用ため池、ダムの耐震化の推進…………… 59	3 海岸、河川、砂防、農業用ため池、ダムの耐震化の推進…………… 59		
4 港湾、漁港の耐震化の推進…………… 60	4 港湾、漁港の耐震化の推進…………… 60		
第4 ライフライン施設の耐震化の推進…………… 62	第4 ライフライン施設の耐震化の推進…………… 62		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
1 電力施設の耐震化…………… 63	1 電力施設の耐震化…………… 63		
2 電話施設の耐震化…………… 63	2 電話施設の耐震化…………… 63		
3 都市ガス施設の耐震化…………… 64	3 都市ガス施設の耐震化…………… 64		
4 上水道施設の耐震化…………… 66	4 上水道施設の耐震化…………… 66		
5 下水道施設の耐震化…………… 66	5 下水道施設の耐震化…………… 66		
6 廃棄物処理施設…………… 67	6 廃棄物処理施設…………… 67		
第5 地盤災害防止対策の推進…………… 68	第5 地盤災害防止対策の推進…………… 68		
1 地盤災害危険度の把握…………… 69	1 地盤災害危険度の把握…………… 69		
2 土地利用の適正化の誘導…………… 69	2 土地利用の適正化の誘導…………… 69		
3 斜面崩壊防止対策の推進…………… 69	3 斜面崩壊防止対策の推進…………… 69		
4 造成地災害防止対策の推進…………… 70	4 造成地災害防止対策の推進…………… 70		
5 地盤沈下防止対策の推進…………… 70	5 地盤沈下防止対策の推進…………… 70		
6 液状化防止対策等の推進…………… 70	6 液状化防止対策等の推進…………… 70		
第6 危険物等施設の安全確保…………… 72	第6 危険物等施設の安全確保…………… 72		
1 石油類等危険物施設の予防対策…………… 73	1 石油類等危険物施設の予防対策…………… 73		
2 高圧ガス及び火薬類取扱施設の予防対策…………… 74	2 高圧ガス及び火薬類取扱施設の予防対策…………… 74		
3 毒劇物取扱施設の予防対策…………… 75	3 毒劇物取扱施設の予防対策…………… 75		
4 放射線使用施設の予防対策…………… 76	4 放射線使用施設の予防対策…………… 76		
第3節 被害軽減への備え…………… 77	第3節 被害軽減への備え…………… 77		
第1 緊急輸送への備え…………… 77	第1 緊急輸送への備え…………… 77		
1 緊急輸送道路の指定・整備…………… 78	1 緊急輸送道路の指定・整備…………… 78		
2 ヘリポート、港湾・漁港の指定・整備…………… 79	2 ヘリポート、港湾・漁港の指定・整備…………… 79		
3 緊急輸送資機材、車両等の調達体制の整備…………… 79	3 緊急輸送資機材、車両等の調達体制の整備…………… 79		
第2 消火活動、救助・救急活動への備え…………… 81	第2 消火活動、救助・救急活動への備え…………… 81		
1 出火予防…………… 82	1 出火予防…………… 82		
2 消防力の強化…………… 82	2 消防力の強化…………… 82		
3 救助力の強化…………… 83	3 救助力の強化…………… 83		
4 救急力の強化…………… 84	4 救急力の強化…………… 84		
5 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上…………… 84	5 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上…………… 84		
第3 医療救護活動への備え…………… 86	第3 医療救護活動への備え…………… 86		
1 医療救護施設の確保…………… 87	1 医療救護施設の確保…………… 87		
2 後方医療施設の整備…………… 87	2 後方医療施設の整備…………… 87		
3 医薬品等の確保…………… 89	3 医薬品等の確保…………… 89		
4 医療機関間情報網の整備…………… 90	4 医療機関間情報網の整備…………… 90		
5 医療関係者に対する訓練等の実施…………… 91	5 医療関係者に対する訓練等の実施…………… 91		
6 医療関係団体との協体制の強化…………… 91	6 医療関係団体との協体制の強化…………… 92		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
7 医療ボランティアの確保…………… 92	7 医療ボランティアの確保…………… 92		
第4 被災者支援のための備え…………… 93	第4 被災者支援のための備え…………… 93		
1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定…………… 94	1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定…………… 94		
2 食料，生活必需品等の供給体制の整備…………… 97	2 食料，生活必需品等の供給体制の整備…………… 97		
3 応急給水・応急復旧体制の整備…………… 100	3 応急給水・応急復旧体制の整備…………… 100		
4 罹災証明書の交付…………… 101	4 罹災証明書の交付…………… 101		
第5 要配慮者安全確保のための備え…………… 102	第5 要配慮者安全確保のための備え…………… 103		
1 社会福祉施設等の安全体制の確保…………… 103	1 社会福祉施設等の安全体制の確保…………… 104		
2 在宅要配慮者の救護体制の確保…………… 104	2 在宅要配慮者の救護体制の確保…………… 105		
3 外国人に対する防災対策の充実…………… 105	3 外国人に対する防災対策の充実…………… 106		
第6 燃料不足への備え…………… 108	第6 燃料不足への備え…………… 109		
1 燃料の調達，供給体制の整備…………… 109	1 燃料の調達，供給体制の整備…………… 110		
2 重要施設・災害応急対策車両等の指定…………… 109	2 重要施設・災害応急対策車両等の指定…………… 110		
3 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定…………… 110	3 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定…………… 111		
4 平常時の心構え…………… 110	4 平常時の心構え…………… 111		
第4節 防災教育・訓練…………… 111	第4節 防災教育・訓練…………… 112		
第1 防災教育…………… 111	第1 防災教育…………… 112		
1 一般県民向けの防災教育…………… 112	1 一般県民向けの防災教育…………… 113		
2 児童生徒等に対する防災教育…………… 114	2 児童生徒等に対する防災教育…………… 115		
3 防災対策要員に対する防災教育…………… 115	3 防災対策要員に対する防災教育…………… 116		
第2 防災訓練…………… 116	第2 防災訓練…………… 117		
1 総合防災訓練…………… 117	1 総合防災訓練…………… 118		
2 県，市町村及び防災関係機関等が実施する訓練…………… 117	2 県，市町村及び防災関係機関等が実施する訓練…………… 118		
3 事業所，自主防災組織及び住民等の訓練…………… 118	3 事業所，自主防災組織及び住民等の訓練…………… 119		
第3 災害に関する調査研究及び災害教訓の伝承…………… 120	第3 災害に関する調査研究及び災害教訓の伝承…………… 121		
1 基礎的調査研究…………… 121	1 基礎的調査研究…………… 122		
2 防災アセスメントの実施…………… 122	2 防災アセスメントの実施…………… 123		
3 被害想定調査の実施…………… 122	3 被害想定調査の実施…………… 123		
4 災害対策に関する調査研究…………… 122	4 災害対策に関する調査研究…………… 123		
5 災害教訓の伝承…………… 123	5 災害教訓の伝承…………… 124		
第3章 災害応急対策計画	第3章 災害応急対策計画		
第1節 初動対応…………… 124	第1節 初動対応…………… 125		
第1 職員参集・動員…………… 124	第1 職員参集・動員…………… 125		
1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容…………… 125	1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容…………… 126		
2 職員の動員・参集…………… 127	2 職員の動員・参集…………… 127		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
第2 災害対策本部…………… 132	第2 災害対策本部…………… 133		
1 県…………… 133	1 県…………… 134		
2 市町村, 指定地方行政機関等…………… 147	2 市町村, 指定地方行政機関等…………… 149		
3 国の現地対策本部との連携…………… 147	3 国の現地対策本部との連携…………… 149		
4 合同調整所の設置…………… 147	4 合同調整所の設置…………… 149		
第2節 災害情報の収集・伝達…………… 149	第2節 災害情報の収集・伝達…………… 151		
第1 通信手段の確保…………… 149	第1 通信手段の確保…………… 151		
1 専用通信設備の運用…………… 150	1 専用通信設備の運用…………… 152		
2 代替通信機能の確保…………… 150	2 代替通信機能の確保…………… 152		
3 アマチュア無線ボランティアの活用…………… 153	3 アマチュア無線ボランティアの活用…………… 155		
第2 災害情報の収集・伝達・報告…………… 155	第2 災害情報の収集・伝達・報告…………… 157		
1 地震情報の収集・伝達…………… 157	1 地震情報の収集・伝達…………… 159		
2 被害概況の把握…………… 160	2 被害概況の把握…………… 162		
3 被害情報・措置情報の収集・伝達…………… 161	3 被害情報・措置情報の収集・伝達…………… 163		
4 国への報告…………… 167	4 国への報告…………… 169		
第3 災害情報の広報…………… 169	第3 災害情報の広報…………… 171		
1 広報活動…………… 170	1 広報活動…………… 172		
2 報道機関への対応…………… 172	2 報道機関への対応…………… 174		
第3節 応援・受援…………… 174	第3節 応援・受援…………… 176		
第1 自衛隊派遣要請の実施及び受入体制の確保…………… 174	第1 自衛隊派遣要請の実施及び受入体制の確保…………… 176		
1 自衛隊に対する災害派遣要請…………… 175	1 自衛隊に対する災害派遣要請…………… 177		
2 自衛隊の判断による災害派遣…………… 177	2 自衛隊の判断による災害派遣…………… 179		
3 自衛隊受入体制の確立…………… 178	3 自衛隊受入体制の確立…………… 180		
4 災害派遣部隊の撤収要請…………… 180	4 災害派遣部隊の撤収要請…………… 182		
5 経費の負担…………… 180	5 経費の負担…………… 182		
第2 応援要請の実施及び受入体制の確保と応急措置の代行…………… 181	第2 応援要請の実施及び受入体制の確保と応急措置の代行…………… 183		
1 応援要請の実施…………… 182	1 応援要請の実施…………… 184		
2 応急措置の代行…………… 185	2 応急措置の代行…………… 187		
3 応援受入体制の確保…………… 185	3 応援受入体制の確保…………… 187		
4 消防機関の応援要請の実施及び受入体制の確保…………… 186	4 消防機関の応援要請の実施及び受入体制の確保…………… 188		
第3 他都道府県被災時の応援…………… 189	第3 他都道府県被災時の応援…………… 191		
1 他都道府県への応援・派遣…………… 189	1 他都道府県への応援・派遣…………… 191		
第4節 被害軽減対策…………… 191	第4節 被害軽減対策…………… 193		
第1 警備対策…………… 191	第1 警備対策…………… 193		
1 警備体制…………… 192	1 警備体制…………… 194		
2 警備実施…………… 192	2 警備実施…………… 194		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
3 警備活動に対する援助要求…………… 194	3 警備活動に対する援助要求…………… 199		
第2 避難勧告，避難指示（緊急），誘導…………… 196	第2 避難勧告，避難指示（緊急），誘導…………… 198		
1 避難勧告，避難指示（緊急），避難準備・高齢者等避難開始…………… 197	1 避難勧告，避難指示（緊急），避難準備・高齢者等避難開始…………… 199		
2 警戒区域の設定…………… 199	2 警戒区域の設定…………… 201		
3 避難の誘導…………… 199	3 避難の誘導…………… 201		
4 広域避難（広域一時滞在）…………… 200	4 広域避難（広域一時滞在）…………… 202		
第3 緊急輸送…………… 202	第3 緊急輸送…………… 204		
1 緊急輸送の実施…………… 204	1 緊急輸送の実施…………… 206		
2 緊急輸送のための道路の確保…………… 204	2 緊急輸送のための道路の確保…………… 206		
3 輸送車両，船舶，ヘリコプターの確保…………… 206	3 輸送車両，船舶，ヘリコプターの確保…………… 208		
4 緊急輸送状況の把握…………… 210	4 緊急輸送状況の把握…………… 212		
5 交通規制…………… 210	5 交通規制…………… 212		
第4 消火活動，救助・救急活動，水防活動，海上災害対策活動…………… 214	第4 消火活動，救助・救急活動，水防活動，海上災害対策活動…………… 216		
1 消火活動…………… 215	1 消火活動…………… 217		
2 救助・救急活動…………… 217	2 救助・救急活動…………… 219		
3 水害防止活動…………… 219	3 水害防止活動…………… 221		
4 海上災害対策活動…………… 220	4 海上災害対策活動…………… 222		
第5 応急医療…………… 223	第5 応急医療…………… 225		
1 応急医療体制の確保…………… 224	1 応急医療体制の確保…………… 226		
2 応急医療活動…………… 225	2 応急医療活動…………… 228		
3 後方支援活動…………… 227	3 後方支援活動…………… 229		
第6 危険物等災害防止対策…………… 232	第6 危険物等災害防止対策…………… 235		
1 危険物等流出対策…………… 233	1 危険物等流出対策…………… 236		
2 石油類等危険物施設の安全確保…………… 234	2 石油類等危険物施設の安全確保…………… 237		
3 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保…………… 234	3 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保…………… 237		
4 毒劇物取扱施設の安全確保…………… 234	4 毒劇物取扱施設の安全確保…………… 237		
第7 燃料対策…………… 236	第7 燃料対策…………… 239		
1 連絡体制の確保と情報の収集…………… 237	1 連絡体制の確保と情報の収集…………… 240		
2 重要施設への燃料の供給…………… 237	2 重要施設への燃料の供給…………… 240		
3 災害応急対策車両への燃料の供給…………… 237	3 災害応急対策車両への燃料の供給…………… 240		
4 燃料の確保…………… 238	4 燃料の確保…………… 241		
5 県民への広報…………… 238	5 県民への広報…………… 241		
第5節 被災者生活支援…………… 239	第5節 被災者生活支援…………… 242		
第1 被災者の把握等…………… 239	第1 被災者の把握等…………… 242		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
1 避難者、疎開者、自宅被災者の把握…………… 240	1 避難者、疎開者、自宅被災者の把握…………… 243		
2 罹災証明書の交付…………… 241	2 罹災証明書の交付…………… 244		
第2 避難生活の確保、健康管理…………… 242	第2 避難生活の確保、健康管理…………… 245		
1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営…………… 243	1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営…………… 246		
2 避難所等における生活環境の整備…………… 246	2 避難所等における生活環境の整備…………… 249		
3 健康管理…………… 247	3 健康管理…………… 250		
4 精神保健、心のケア対策…………… 248	4 精神保健、心のケア対策…………… 251		
第3 ボランティア活動の支援…………… 251	第3 ボランティア活動の支援…………… 254		
1 ボランティア「受入窓口」の設置・運営…………… 252	1 ボランティア「受入窓口」の設置・運営…………… 255		
2 ボランティア「受入窓口」との連携・協力…………… 253	2 ボランティア「担当窓口」の設置・機能…………… 256		
第4 ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達…………… 254	第4 ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達…………… 257		
1 ニーズの把握…………… 255	1 ニーズの把握…………… 258		
2 相談窓口の設置…………… 255	2 相談窓口の設置…………… 258		
3 被災者への情報伝達…………… 256	3 被災者への情報伝達…………… 259		
4 安否情報の提供…………… 257	4 安否情報の提供…………… 260		
第5 生活救援物資の供給…………… 258	第5 生活救援物資の供給…………… 261		
1 食料、生活必需品等の供給…………… 259	1 食料、生活必需品等の供給…………… 262		
2 応急給水の実施…………… 262	2 応急給水の実施…………… 265		
第6 要配慮者安全確保対策…………… 264	第6 要配慮者安全確保対策…………… 268		
1 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策…………… 265	1 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策…………… 269		
2 在宅要配慮者に対する安全確保対策…………… 266	2 在宅要配慮者に対する安全確保対策…………… 270		
3 外国人に対する安全確保対策…………… 267	3 外国人に対する安全確保対策…………… 271		
第7 応急教育…………… 270	第7 応急教育…………… 274		
1 児童生徒等の安全確保…………… 271	1 児童生徒等の安全確保…………… 275		
2 応急教育…………… 272	2 応急教育…………… 276		
第8 帰宅困難者対策…………… 274	第8 帰宅困難者対策…………… 278		
1 各機関の取組…………… 274	1 各機関の取組…………… 278		
第9 義援物資対策…………… 277	第9 義援物資対策…………… 281		
1 義援物資の供給…………… 278	1 義援物資の供給…………… 282		
第10 愛玩動物の保護対策…………… 279	第10 愛玩動物の保護対策…………… 283		
1 飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護…………… 280	1 飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護…………… 284		
2 避難所における動物の適正飼養に係る措置…………… 280	2 避難所における動物の適正飼養に係る措置…………… 284		
第6節 災害救助法の適用…………… 281	第6節 災害救助法の適用…………… 285		
1 被害状況の把握及び認定…………… 282	1 被害状況の把握及び認定…………… 286		
2 救助法の適用基準…………… 283	2 救助法の適用基準…………… 287		
3 救助法の適用手続…………… 284	3 救助法の適用手続…………… 288		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
4 救助法による救助……………285	4 救助法による救助……………289		
5 災害対策基金等の管理……………285	5 災害対策基金等の管理……………289		
6 郵政事業に係る特別取扱い……………285	6 郵政事業に係る特別取扱い……………289		
第7節 応急復旧・事後処理……………287	第7節 応急復旧・事後処理……………291		
第1 建築物の応急復旧……………287	第1 建築物の応急復旧……………291		
1 応急危険度判定……………288	1 応急危険度判定……………292		
2 住宅の応急修理……………289	2 住宅の応急修理……………293		
3 応急仮設住宅の設置……………290	3 応急仮設住宅の設置……………294		
4 建築物の応急復旧への支援……………291	4 建築物の応急復旧への支援……………295		
第2 土木施設の応急復旧……………292	第2 土木施設の応急復旧……………297		
1 道路の応急復旧……………293	1 道路の応急復旧……………298		
2 港湾、漁港の応急復旧……………294	2 港湾、漁港の応急復旧……………299		
3 鉄道の応急復旧……………294	3 鉄道の応急復旧……………299		
4 その他土木施設の応急復旧……………302	4 その他土木施設の応急復旧……………307		
第3 ライフライン施設の応急復旧……………304	第3 ライフライン施設の応急復旧……………309		
1 電力施設の応急復旧……………305	1 電力施設の応急復旧……………310		
2 電話施設の応急復旧……………308	2 電話施設の応急復旧……………313		
3 都市ガス施設の応急復旧……………312	3 都市ガス施設の応急復旧……………317		
4 上水道施設の応急復旧……………313	4 上水道施設の応急復旧……………318		
5 下水道施設の応急復旧……………315	5 下水道施設の応急復旧……………320		
第4 災害廃棄物・防疫・障害物の除去……………317	第4 災害廃棄物・防疫・障害物の除去……………322		
1 災害廃棄物の処理……………318	1 災害廃棄物の処理……………323		
2 防疫……………320	2 防疫……………325		
3 障害物の除去……………322	3 障害物の除去……………327		
第5 行方不明者等の捜索……………324	第5 行方不明者等の捜索……………329		
1 行方不明者等の捜索……………325	1 行方不明者等の捜索……………330		
2 遺体の処理……………325	2 遺体の処理……………330		
3 遺体の火葬……………326	3 遺体の火葬……………331		
第4章 災害復旧・復興対策計画	第4章 災害復旧・復興対策計画		
第1節 被災者の生活の安定化……………328	第1節 被災者の生活の安定化……………333		
第1 義援金の募集及び配分……………328	第1 義援金の募集及び配分……………333		
1 義援金の募集及び受付……………329	1 義援金の募集及び受付……………334		
2 委員会の設置……………329	2 委員会の設置……………334		
3 義援金の保管……………329	3 義援金の保管……………334		
4 義援金の配分……………329	4 義援金の配分……………334		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付…………… 331	第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付…………… 336		
1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付…………… 332	1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付…………… 337		
2 災害見舞金の支給…………… 334	2 災害見舞金の支給…………… 339		
3 生活福祉資金の貸付…………… 334	3 生活福祉資金の貸付…………… 339		
4 母子寡婦福祉資金の貸付…………… 336	4 母子寡婦福祉資金の貸付…………… 341		
5 農林漁業復旧資金…………… 337	5 農林漁業復旧資金…………… 341		
6 中小企業復興資金…………… 339	6 中小企業復興資金…………… 343		
7 住宅復興資金…………… 339	7 住宅復興資金…………… 343		
第3 租税及び公共料金等の特例措置…………… 341	第3 租税及び公共料金等の特例措置…………… 345		
1 国税等の徴収猶予及び減免の措置…………… 341	1 国税等の徴収猶予及び減免の措置…………… 345		
2 その他公共料金の特例措置…………… 342	2 その他公共料金の特例措置…………… 346		
第4 雇用対策…………… 343	第4 雇用対策…………… 347		
1 離職者への措置…………… 344	1 離職者への措置…………… 348		
2 雇用保険の失業給付に関する特例措置…………… 344	2 雇用保険の失業給付に関する特例措置…………… 348		
3 被災事業主に関する措置…………… 344	3 被災事業主に関する措置…………… 348		
第5 住宅建設の促進…………… 346	第5 住宅建設の促進…………… 350		
1 建設計画の作成…………… 346	1 建設計画の作成…………… 350		
2 事業の実施…………… 347	2 事業の実施…………… 351		
3 入居者の選定…………… 347	3 入居者の選定…………… 351		
第6 被災者生活再建支援法の適用…………… 348	第6 被災者生活再建支援法の適用…………… 352		
1 被害状況の把握及び被災世帯の認定…………… 349	1 被害状況の把握及び被災世帯の認定…………… 353		
2 支援法の適用基準…………… 349	2 支援法の適用基準…………… 353		
3 支援法の適用手続…………… 350	3 支援法の適用手続…………… 354		
4 支援金の支給額…………… 351	4 支援金の支給額…………… 355		
5 支援金支給申請手続…………… 351	5 支援金支給申請手続…………… 355		
6 支援金の支給…………… 352	6 支援金の支給…………… 356		
第7 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給353	第7 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給357		
1 被害状況の把握及び被災世帯の認定…………… 354	1 被害状況の把握及び被災世帯の認定…………… 358		
2 補助事業の適用基準…………… 354	2 補助事業の適用基準…………… 358		
3 補助事業の適用手続…………… 354	3 補助事業の適用手続…………… 358		
4 支援金の支給額…………… 355	4 支援金の支給額…………… 359		
5 支援金支給申請手続…………… 355	5 支援金支給申請手続…………… 359		
6 支援金の支給…………… 356	6 支援金の支給…………… 360		
7 市町村への補助…………… 356	7 市町村への補助…………… 360		
第2節 被災施設の復旧…………… 357	第2節 被災施設の復旧…………… 361		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
1 災害復旧事業計画の作成…………… 358	1 災害復旧事業計画の作成…………… 362		
2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成… 358	2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成… 362		
3 災害復旧事業の実施…………… 359	3 災害復旧事業の実施…………… 363		
4 解体、がれき処理…………… 360	4 解体、がれき処理…………… 364		
第3節 激甚災害の指定…………… 362	第3節 激甚災害の指定…………… 366		
1 災害調査…………… 362	1 災害調査…………… 366		
2 激甚災害指定の手続…………… 365	2 激甚災害指定の手続…………… 369		
第4節 復興計画の作成…………… 366	第4節 復興計画の作成…………… 370		
1 事前復興対策の実施…………… 367	1 事前復興対策の実施…………… 371		
2 復興対策本部の設置…………… 367	2 復興対策本部の設置…………… 371		
3 復興方針・計画の策定…………… 368	3 復興方針・計画の策定…………… 372		
4 復興事業の実施…………… 368	4 復興事業の実施…………… 372		
付編 東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画	付編 東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画		
第1章 総則…………… 370	第1章 総則…………… 374		
第1節 計画作成の趣旨…………… 370	第1節 計画作成の趣旨…………… 374		
第2節 計画作成の基本方針…………… 370	第2節 計画作成の基本方針…………… 374		
第2章 防災責任者が実施する事務又は業務の大綱…………… 372	第2章 防災責任者が実施する事務又は業務の大綱…………… 376		
第3章 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置…………… 379	第3章 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置…………… 383		
第1節 東海地震注意情報等の伝達…………… 379	第1節 東海地震注意情報等の伝達…………… 383		
第2節 警戒体制への準備…………… 379	第2節 警戒体制への準備…………… 383		
第3節 警戒宣言、東海地震に関する情報について…………… 379	第3節 警戒宣言、東海地震に関する情報について…………… 383		
第4章 警戒宣言発令時の対応措置…………… 382	第4章 警戒宣言発令時の対応措置…………… 386		
第1節 警戒宣言、東海地震予知情報、警戒解除宣言の伝達…………… 382	第1節 警戒宣言、東海地震予知情報、警戒解除宣言の伝達…………… 386		
第2節 警戒体制の確立…………… 384	第2節 警戒体制の確立…………… 388		
第3節 地震防災応急対策の実施…………… 393	第3節 地震防災応急対策の実施…………… 397		
第4節 住民等のとるべき措置…………… 415	第4節 住民等のとるべき措置…………… 419		
第1章 総則	第1章 総則		
第1節 茨城県の防災環境	第1節 茨城県の防災環境		
第2 社会環境の特性	第2 社会環境の特性		
2 人口の見通し	2 人口の見通し		
(略)	(略)		
本県の人口は、平成12(2000)年に299万人となったが、5年後の平成17(2005)年には298万人、10年後の平成22年(2010)年には297万人と、わずかながら減少に転じ、その傾向は現在も続	本県の人口は、平成12(2000)年に299万人となった後、平成17(2005)年に298万人、平成22年(2010)年に297万人、平成27(2015)年292万人と、減少傾向にある。	4	時点修正

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考																																																
<p>いている。</p> <p>こうした中、<u>東日本大震災以降</u>、本県の人口は<u>1万5千人程度</u>減少しているが、今後の見通しとして、つくばエクスプレス沿線等を中心に、一定の人口の定着が見込まれる一方で、県全体としては、<u>少子高齢化の影響により人口の自然減少が進むことから</u>、平成32（2020）年には、概ね285万人程度になるものと見込まれる。</p> <p>（略）</p> <p>3 経済の見通し</p> <p>（略）</p> <p>また、日立や鹿島など主要な産業拠点では、電気機械やエネルギー、鉄鋼、化学等を中心に安定した成長が見込まれるほか、つくばや東海地域を中心として最先端の科学技術拠点が形成され、既存の工業集積と連携しつつ、次世代自動車や環境・新エネルギー、健康・医療機器、食品等といった成長分野において<u>新たな企業群が創出される。</u></p> <p>（略）</p> <p>4 広域交通ネットワークの整備</p> <p>（略）</p> <p>鉄道は、南北の幹線となる常磐線のほか、水戸を起点として、県西地域には水戸線、県北山間地域には水郡線、鹿行地域には大洗鹿島線が運行されているほか、つくばと秋葉原を結ぶつくばエクスプレスについては、<u>輸送人員が平成21年度に1日平均27万人となり、目標を1年前倒して達成するなど、順調に伸びており、東京への延伸が今後期待されている。</u></p>	<p>こうした中、<u>東日本大震災以降の6年間で</u>、本県の人口は<u>6万5千人程度</u>減少しているが、今後の見通しとして、つくばエクスプレス沿線等を中心に、一定の人口の定着が見込まれる一方で、県全体としては、<u>少子高齢化の影響により人口の自然減少が進むことから</u>、平成32（2020）年には、概ね285万人程度になるものと見込まれる。</p> <p>（略）</p> <p>3 経済の見通し</p> <p>（略）</p> <p>また、日立や鹿島など主要な産業拠点では、電気機械やエネルギー、鉄鋼、化学等を中心に安定した成長が見込まれるほか、つくばや東海地域を中心として最先端の科学技術拠点が形成され、既存の工業集積と連携しつつ、次世代自動車や環境・新エネルギー、健康・医療機器、食品等といった成長分野において<u>新たな企業群の創出が期待される。</u></p> <p>（略）</p> <p>4 広域交通ネットワークの整備</p> <p>（略）</p> <p>鉄道は、南北の幹線となる常磐線のほか、水戸を起点として、県西地域には水戸線、県北山間地域には水郡線、鹿行地域には大洗鹿島線が運行されているほか、つくばと秋葉原を結ぶつくばエクスプレスについては、<u>輸送人員が順調に伸びており、東京や県内への延伸が今後期待されている。</u></p>	5	表現の修正																																																
<p>第3節 茨城県の地震被害</p> <p>第1 地震災害の歴史</p> <p>1 地震災害の歴史</p> <table border="1" data-bbox="114 1225 927 1463"> <thead> <tr> <th colspan="2">発震年月日</th> <th colspan="2">震央の位置</th> <th rowspan="2">マグニチュード</th> <th rowspan="2">被害摘要</th> </tr> <tr> <th>西暦</th> <th>日本歴</th> <th>北緯</th> <th>東経</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="6">（新設）</td> </tr> </tbody> </table>	発震年月日		震央の位置		マグニチュード	被害摘要	西暦	日本歴	北緯	東経	（略）						（新設）						<p>第3節 茨城県の地震被害</p> <p>第1 地震災害の歴史</p> <p>1 地震災害の歴史</p> <table border="1" data-bbox="981 1225 1794 1463"> <thead> <tr> <th colspan="2">発震年月日</th> <th colspan="2">震央の位置</th> <th rowspan="2">マグニチュード</th> <th rowspan="2">被害摘要</th> </tr> <tr> <th>西暦</th> <th>日本歴</th> <th>北緯</th> <th>東経</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">（略）</td> </tr> <tr> <td>2017</td> <td>平成</td> <td>36°</td> <td>140°</td> <td rowspan="2">5.5</td> <td rowspan="2">水戸市、日立市などで震度4を記録。日立市で重傷1名、水戸市で軽傷1名、物的被害</td> </tr> <tr> <td>.8.2</td> <td>29.8.2</td> <td>48'</td> <td>32'</td> </tr> </tbody> </table>	発震年月日		震央の位置		マグニチュード	被害摘要	西暦	日本歴	北緯	東経	（略）						2017	平成	36°	140°	5.5	水戸市、日立市などで震度4を記録。日立市で重傷1名、水戸市で軽傷1名、物的被害	.8.2	29.8.2	48'	32'	5	県内延伸に関する記載を追加
発震年月日		震央の位置		マグニチュード			被害摘要																																												
西暦	日本歴	北緯	東経																																																
（略）																																																			
（新設）																																																			
発震年月日		震央の位置		マグニチュード	被害摘要																																														
西暦	日本歴	北緯	東経																																																
（略）																																																			
2017	平成	36°	140°	5.5	水戸市、日立市などで震度4を記録。日立市で重傷1名、水戸市で軽傷1名、物的被害																																														
.8.2	29.8.2	48'	32'																																																
		12	時点更新																																																

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後						新計画掲載頁	備考
<p>(新設)</p>		平成	36° 07'	140° 01'	4.6	<p>無し。</p> <p>土浦市などで震度4を記録。 美浦村で軽傷1名、物的被害無し。</p>		
<p>(略)</p> <p>第4節 各機関の業務の大綱</p> <p>第3 指定地方行政機関</p> <p>関東総合通信局</p> <ol style="list-style-type: none"> 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出し 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供 <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備</p> <p>第2 相互応援体制の整備</p> <p>■対策</p> <p>1 応援要請・受入体制の整備</p> <p>(4) 県における県内市町村の応援</p> <p>【県（生活環境部）】</p> <p>県は、災害時（その後の復旧・復興対策を含む）における市町村からの応援要請に迅速かつ円滑に対応できるよう、応援要請の窓口の明確化やその手続等応援体制を整備し、職員への周知徹底を図るとともに、市町村や民間機関の協力を得て、応援派遣が想定される職員リストをあらかじめ作成する。</p> <p>第3 防災組織等の活動体制の整備</p> <p>■対策</p>	<p>(略)</p> <p>第4節 各機関の業務の大綱</p> <p>第3 指定地方行政機関</p> <p>関東総合通信局</p> <ol style="list-style-type: none"> 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に<u>関すること</u> 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出しに<u>関すること</u> 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の<u>実施に<u>関すること</u></u> 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に<u>関すること</u> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備</p> <p>第2 相互応援体制の整備</p> <p>■対策</p> <p>1 応援要請・受入体制の整備</p> <p>(4) 県における県内市町村の応援</p> <p>【県（生活環境部）】</p> <p>県は、災害時（その後の復旧・復興対策を含む）における市町村からの応援要請に迅速かつ円滑に対応できるよう、応援要請の窓口の明確化やその手続等応援体制を整備し、職員への周知徹底を図るとともに、市町村や民間機関の協力を得て、<u>応援派遣が想定される職員リストをあらかじめ作成するとともに、<u>応援のためのマニュアルを整備するものとする。</u></u></p> <p>第3 防災組織等の活動体制の整備</p> <p>■対策</p>	<p>15</p> <p>31</p>	<p>他機関との表記統一</p> <p>いばらき災害対応支援チームの運用開始</p>					

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考
<p>4 企業防災の促進 【県（生活環境部，商工労働観光部，土木部），市町村，企業】 （略） また，企業等においては，<u>（新設）</u></p> <p>災害発生時に従業員等を一定期間事業所内等に留めておくことができるよう，従業員に対する安否確認方法の周知や必要な物資等の備蓄など，帰宅困難者対策に努めるものとする。</p> <p><u>さらに，県及び市町村は，企業を地域コミュニティの一員としてとらえ，地域の防災訓練等へ積極的に参加を呼びかけるなど，自主防災組織や消防団等と積極的な連携を図るとともに，防災に関するアドバイスをを行う。</u></p> <p>第4 情報通信ネットワークの整備 ■基本事項 2 留意点 <u>（新設）</u></p> <p>第2節 地震に強いまちづくり 第2 建築物の不燃化・耐震化等の推進 ■基本事項 2 留意点 (4) 防災上重要な建築物の耐震化等 地震発生後の避難，救護，その他応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物の耐震化は，災害対策全体に対して果たす役割が大きく，<u>重点的に推進していくことが必要である。</u> また，地震時の停電に備え，応急対策活動に必要な非常用電源の確保に努めていく必要がある。</p> <p>■対策</p>	<p>4 企業防災の促進 【県（生活環境部，商工労働観光部，土木部），市町村，企業】 （略） また，<u>企業等においては，地震発生時に施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため，緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。</u> <u>さらに，災害発生時に従業員等を一定期間事業所内等に留めておくことができるよう，従業員に対する安否確認方法の周知や必要な物資等の備蓄など，帰宅困難者対策に努めるものとする。</u> なお，<u>県及び市町村は，企業を地域コミュニティの一員としてとらえ，地域の防災訓練等へ積極的に参加を呼びかけるなど，自主防災組織や消防団等と積極的な連携を図るとともに，防災に関するアドバイスをを行う。</u></p> <p>第4 情報通信ネットワークの整備 ■基本事項 2 留意点 (4) 最新の情報通信関連技術の導入 <u>被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため，最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。</u></p> <p>第2節 地震に強いまちづくり 第2 建築物の不燃化・耐震化等の推進 ■基本事項 2 留意点 (4) 防災上重要な建築物の耐震化等 地震発生後の避難，救護，その他応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物の耐震化は，災害対策全体に対して果たす役割が大きく，<u>非構造部材を含む耐震対策等により，発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものし，指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には，優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。</u> また，地震時の停電に備え，応急対策活動に必要な非常用電源の確保に努めていく必要がある。</p> <p>■対策</p>	<p>40</p> <p>41</p> <p>52</p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考
<p>2 建築物の不燃化の推進 【県（土木部），市町村】 (1) 防火，準防火地域の指定 県及び市町村は，建築物が密集し災害により多くの被害が生じるおそれのある地域においては，防火地域及び準防火地域の指定を行い，耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。この防火地域は，容積率が500%以上の商業地域について指定を行うほか，集团的地域としての「建築密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連たんする地域」等都市防災上の観点から特に指定が必要と考えられる地域についても容積率の高い地域から順次指定を進める。</p> <p>第4 ライフライン施設の耐震化の推進 ■対策 3 都市ガス施設の耐震化 【東部ガス株式会社他2社】</p> <p>第5 地盤災害防止対策の推進 ■対策 4 造成地災害防止対策の推進 【県（土木部），市町村】 （追加）</p> <p>第3節 被害軽減への備え 第1 緊急輸送への備え ■対策 1 緊急輸送道路の指定・整備 （新設）</p>	<p>2 建築物の不燃化の推進 【県（土木部），市町村】 (1) 防火，準防火地域の指定 市町村は，建築物が密集し災害により多くの被害が生じるおそれのある地域においては，防火地域及び準防火地域の指定を行い，耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。この防火地域は，容積率の高い商業地域について指定を行うほか，集团的地域としての「建築密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連たんする地域」等都市防災上の観点から特に指定が必要と考えられる地域についても容積率の高い地域から順次指定を進める。</p> <p>第4 ライフライン施設の耐震化の推進 ■対策 3 都市ガス施設の耐震化 【東京ガス株式会社，東部ガス株式会社，東日本ガス株式会社】</p> <p>第5 地盤災害防止対策の推進 ■対策 4 造成地災害防止対策の推進 【県（土木部），市町村】 (3) 大規模盛土造成地情報の公開 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努める。</p> <p>第3節 被害軽減への備え 第1 緊急輸送への備え ■対策 1 緊急輸送道路の指定・整備 (3) 緊急輸送道路における無電柱化の推進 【関東地方整備局，県（土木部），市町村】 緊急輸送道路に指定された施設の管理者は，緊急輸送道路について，災害時の交通の確保を図るため，必要に応じて，区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに，無電柱化の推進を図るものとする。</p>	<p>55</p> <p>64</p> <p>70</p> <p>79</p>	<p>表記の修正</p> <p>表記の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>無電柱化の推進に関する法律の施行・防災基本計画に基づく修正</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考																														
<p>第3 医療救護活動への備え</p> <p>■基本事項</p> <p>2 留意点</p> <p>(1) 情報伝達体制の確立 大災害発生時には公衆回線の途絶、輻輳等が十分予想される。そのため、平常時から無線等災害時医療に係る情報連絡体制を確立しておく必要がある。</p> <p>(2) 災害医療専門家の養成 災害時において、限られた医療資源が十分に活用されるためには、災害医療の知識と経験の豊富な専門家の養成を図るとともに、病院レベルでの災害対策の強化が必要である。</p> <p>■対策</p> <p>2 後方医療施設の整備</p> <p>【県（保健福祉部）、病院】</p> <p>(1) 災害拠点病院の整備 (略) 災害拠点病院の整備基準に基づき、救急診療に必要な診療棟の耐震構造、患者の多発時に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の収納スペース、電気等のライフラインの維持機能、ヘリポート等の施設整備及び救命医療を行うために必要な診療設備、<u>広域災害・救急医療情報システム</u>の整備、自己完結型の医療救護に対応できる携行用の応急医療資器材等の設備整備を促進する。 (略) (指定状況)</p> <table border="1" data-bbox="123 1153 922 1469"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>医療圏</th> <th>医療機関名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基幹</td> <td>全 県</td> <td>水戸赤十字病院 独立行政法人国立病院機構水戸医療センター</td> </tr> <tr> <td>地域</td> <td>日 立</td> <td>日立製作所日立総合病院</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>常陸太田・ひたちなか</td> <td>日立製作所ひたちなか総合病院</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>水 戸</td> <td>茨城県立中央病院 水戸済生会総合病院</td> </tr> </tbody> </table>	区分	医療圏	医療機関名	基幹	全 県	水戸赤十字病院 独立行政法人国立病院機構水戸医療センター	地域	日 立	日立製作所日立総合病院	〃	常陸太田・ひたちなか	日立製作所ひたちなか総合病院	〃	水 戸	茨城県立中央病院 水戸済生会総合病院	<p>第3 医療救護活動への備え</p> <p>■基本事項</p> <p>2 留意点</p> <p>(1) 情報伝達体制の確立 大災害発生時には公衆回線の途絶、輻輳等が十分予想される。そのため、平常時から無線、インターネット接続等災害時医療に係る情報連絡体制を確するとともに、非常用通信手段を確保しておく必要がある。</p> <p>(2) 災害医療専門家の養成 災害時において、限られた医療資源が十分に活用されるためには、災害医療コーディネーター等災害医療の知識と経験の豊富な専門家の養成を図るとともに、病院レベルでの災害対策の強化が必要である。</p> <p>■対策</p> <p>2 後方医療施設の整備</p> <p>【県（保健福祉部）、病院】</p> <p>(1) 災害拠点病院の整備 (略) 災害拠点病院の整備基準に基づき、救急診療に必要な診療棟の耐震構造、患者の多発時に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の収納スペース、電気等のライフラインの維持機能、ヘリポート等の施設整備及び救命医療を行うために必要な診療設備、<u>広域災害救急医療情報システム（EMIS）</u>の整備、自己完結型の医療救護に対応できる携行用の応急医療資器材等の設備整備を促進する。 (略) (指定状況)</p> <table border="1" data-bbox="987 1153 1787 1469"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>医療圏</th> <th>医療機関名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基幹</td> <td>全 県</td> <td>水戸赤十字病院 独立行政法人国立病院機構水戸医療センター</td> </tr> <tr> <td>地域</td> <td>日 立</td> <td>株式会社日立製作所日立総合病院</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>常陸太田・ひたちなか</td> <td>株式会社日立製作所ひたちなか総合病院</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>水 戸</td> <td>茨城県立中央病院 水戸済生会総合病院</td> </tr> </tbody> </table>	区分	医療圏	医療機関名	基幹	全 県	水戸赤十字病院 独立行政法人国立病院機構水戸医療センター	地域	日 立	株式会社日立製作所日立総合病院	〃	常陸太田・ひたちなか	株式会社日立製作所ひたちなか総合病院	〃	水 戸	茨城県立中央病院 水戸済生会総合病院	<p>86</p> <p>86</p> <p>88</p> <p>88</p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>専門家を例示</p> <p>正式名称に修正</p> <p>正式名称に修正</p>
区分	医療圏	医療機関名																															
基幹	全 県	水戸赤十字病院 独立行政法人国立病院機構水戸医療センター																															
地域	日 立	日立製作所日立総合病院																															
〃	常陸太田・ひたちなか	日立製作所ひたちなか総合病院																															
〃	水 戸	茨城県立中央病院 水戸済生会総合病院																															
区分	医療圏	医療機関名																															
基幹	全 県	水戸赤十字病院 独立行政法人国立病院機構水戸医療センター																															
地域	日 立	株式会社日立製作所日立総合病院																															
〃	常陸太田・ひたちなか	株式会社日立製作所ひたちなか総合病院																															
〃	水 戸	茨城県立中央病院 水戸済生会総合病院																															

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前			改定後			新計画掲載頁	備考
〃	鹿行	土浦協同病院なめがた地域医療センター 鹿島労災病院	〃	鹿行	土浦協同病院なめがた地域医療センター 独立行政法人労働者健康安全機構 鹿島労災病院	88	正式名称に修正
〃	土浦	総合病院土浦協同病院	〃	土浦	総合病院土浦協同病院		
〃	つくば	筑波メディカルセンター病院 筑波大学附属病院	〃	つくば	筑波メディカルセンター病院 筑波大学附属病院		
〃	取手・竜ヶ崎	J Aとりで総合医療センター	〃	取手・竜ヶ崎	J Aとりで総合医療センター		
〃	筑西・下妻	県西総合病院	〃	筑西・下妻	県西総合病院		
〃	古河・坂東	古河赤十字病院 茨城西南医療センター病院	〃	古河・坂東	古河赤十字病院 茨城西南医療センター病院		
(2) 災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）指定医療機関の指定 【県（保健福祉部）】 （略） （指定状況）			(2) 災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）指定医療機関の指定 【県（保健福祉部）】 （略） （指定状況）				
医療機関名			医療機関名				
1	筑波メディカルセンター病院		1	筑波メディカルセンター病院			
2	茨城県立中央病院		2	茨城県立中央病院			
3	J Aとりで総合医療センター		3	J Aとりで総合医療センター			
4	取手北相馬保健医療センター病院		4	取手北相馬保健医療センター病院			
5	茨城西南医療センター病院		5	茨城西南医療センター病院			
6	水戸済生会総合病院		6	水戸済生会総合病院			
7	独立行政法人国立病院機構水戸医療センター		7	独立行政法人国立病院機構水戸医療センター			
8	総合病院土浦協同病院		8	総合病院土浦協同病院			
9	筑波大学附属病院		9	筑波大学附属病院			
10	日立製作所日立総合病院		10	株式会社日立製作所日立総合病院			
11	土浦協同病院なめがた地域医療センター		11	土浦協同病院なめがた地域医療センター			
12	水戸赤十字病院		12	水戸赤十字病院			
13	総合病院水戸協同病院		13	総合病院水戸協同病院			
14	古河赤十字病院		14	古河赤十字病院			
15	日立製作所ひたちなか総合病院		15	株式会社日立製作所ひたちなか総合病院			
16	県西総合病院		16	県西総合病院			
17	筑波記念病院		17	筑波記念病院			
18	城西病院		18	城西病院			

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考
<p>4 医療機関間情報網の整備 (1) 広域災害医療情報ネットワークの充実 【県（保健福祉部），病院】 県は、<u>広域災害・救急医療情報システム（EMIS）</u>等を活用し、平常時における応需状況のほか、災害時には県域を越えて広域的に医療機関の稼働状況、医師・看護師等医療スタッフの状況、ライフラインの確保及び医薬品の備蓄状況等災害医療に係わる情報の収集、提供を行う。</p> <p>5 医療関係者に対する訓練等の実施 （新設）</p> <p>第4 被災者支援のための備え ■対策 1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定 (1) 指定緊急避難場所の指定 【市町村】 市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に 応じ、その管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定する。 （略） また、市町村は、災害の想定等により、必要に応じ、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難 場所を近隣市町村に設けるとともに、防災マップ等に記載し、住民への周知徹底を図るものとする。 （新設）</p>	<p>4 医療機関間情報網の整備 (1) 広域災害医療情報ネットワークの充実 【県（保健福祉部），病院】 県は、<u>広域災害救急医療情報システム（EMIS）</u>等を活用し、平常時における応需状況のほか、災害時には県域を越えて広域的に医療機関の稼働状況、医師・看護師等医療スタッフの状況、ライフラインの確保及び医薬品の備蓄状況等災害医療に係わる情報の収集、提供を行う。</p> <p>5 医療関係者に対する訓練等の実施 (6) 災害医療コーディネーターの研修 【国（厚生労働省），県（保健福祉部）】 <u>国及び県は、救護班等の派遣等に関する調整体制を強化するため、災害対策本部保健福祉部及び保健所現地対策班において、救護班等の派遣調整業務等を行う災害医療コーディネーターに対する教育研修や養成研修を推進するものとする。</u></p> <p>第4 被災者支援のための備え ■対策 1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定 (1) 指定緊急避難場所の指定 【市町村】 市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に 応じ、その管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定する。 （略） また、市町村は、災害の想定等により、必要に応じ、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難 場所を近隣市町村に設けるとともに、防災マップ等に記載し、住民への周知徹底を図るものとする。 <u>なお、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</u></p>	<p>90</p> <p>91</p> <p>94</p>	<p>正式名称に修正</p> <p>災害医療コーディネーターの教育や研修が必要性を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画の修正</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考
<p>(4) 避難所の備蓄物資及び設備の整備 【市町村】 市町村は、避難所又はその近傍において地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等を確保するとともに、通信途絶や停電等を想定し、通信機材や非常用発電設備等設備の整備に努めるものとする。 また、<u>指定避難所の学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるものとする。</u> 備蓄すべき主なものは、次のとおりである。 (略)</p> <p><u>さらに、市町村は、住民等に対し、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</u> (新設)</p>	<p>(4) 避難所の備蓄物資及び設備の整備 【市町村】 市町村は、避難所又はその近傍において地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等を確保するとともに、通信途絶や停電等を想定し、通信機材や非常用発電設備等設備の整備に努めるものとする。 また、<u>指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。</u> 備蓄すべき主なものは、次のとおりである。 (略)</p> <p><u>(5) 避難所の運営体制の整備</u> 市町村は、住民等に対し、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。 <u>市町村は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</u> <u>市町村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</u></p>	96	防災基本計画の修正
<p>4 罹災証明書の交付 【県(生活環境部)、市町村】 市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の市町村や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の充実強化に努めるものとする。 (新設)</p> <p>県は、市町村に対し、住家の被害調査の担当者のための研修機会を設けること等により、災害時の住家の被害認定の迅速化を図るものとする。<u>(新設)</u></p>	<p>4 罹災証明書の交付 【県(生活環境部)、市町村】 市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、<u>住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の市町村や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の充実強化に努めるものとする。</u> <u>市町村は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。</u> 県は、市町村に対し、住家の被害調査の担当者のための研修機会を設けること等により、災害時の住家の被害認定の迅速化を図るものとする。また、<u>育成した調査の担当者名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。</u></p>	97	防災基本計画の修正
		96	防災基本計画の修正
		101	防災基本計画の修正・災害対応支援チームの運用開始

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考
<p>第5 要配慮者安全確保のための備え</p> <p>■対策</p> <p>2 在宅要配慮者の救護体制の確保</p> <p>(1) <u>要配慮者状況把握</u></p> <p>【市町村】 (略)</p> <p>また、避難行動要支援者名簿については、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。</p> <p>市町村は、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織に対し、<u>避難行動要支援者本人の同意を得た上で</u>、あらかじめ避難行動要支援者名簿を<u>提供し</u>、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>第4節 防災教育・訓練</p> <p>第1 防災教育</p> <p>■対策</p> <p>1 一般県民向けの防災教育</p> <p>【県(生活環境部)、市町村、防災関係機関】 (略)</p> <p>(1) <u>普及啓発すべき内容</u></p> <p>県、市町村、防災関係機関は、住民に対し、地域のハザードマップや災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知させるとともに、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難勧告等の意味と内容の説明のほか、以下の事項について普及・啓発を図るものとする。</p> <p>1) 「自助」「共助」の推進 <u>(新設)</u></p>	<p>第5 要配慮者安全確保のための備え</p> <p>■対策</p> <p>2 在宅要配慮者の救護体制の確保</p> <p>(1) <u>避難行動要支援者状況把握</u></p> <p>【市町村】 (略)</p> <p>また、避難行動要支援者名簿については、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、<u>庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p>市町村は、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織に対し、<u>避難行動要支援者本人の同意を得ることにより</u>、または、<u>当該市町村の条例の定めにより</u>、あらかじめ避難行動要支援者名簿を<u>提供するとともに</u>、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>第4節 防災教育・訓練</p> <p>第1 防災教育</p> <p>■対策</p> <p>1 一般県民向けの防災教育</p> <p>【県(生活環境部)、市町村、防災関係機関】 (略)</p> <p>(1) <u>普及啓発すべき内容</u></p> <p>県、市町村、防災関係機関は、住民に対し、地域のハザードマップや災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知させるとともに、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難勧告等の意味と内容の説明のほか、以下の事項について普及・啓発を図るものとする。</p> <p>1) 「自助」「共助」の推進</p> <p>⑥ <u>保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え</u> <u>地震保険・共済加入をはじめとした自助による地震への備え</u></p>	<p>105</p> <p>114</p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考						
<p>3 防災対策要員に対する防災教育 【県(各部局), 市町村, 防災関係機関】 応急対策を実施する防災対策要員は災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下の様な防災教育・研修に努める。</p> <p>(1) 応急対策活動の習熟 (略)</p> <p>(2) 研修会及び講演会の開催 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策 第1節 初動対応 第1 職員参集・動員 ■対策</p> <p>2 職員の動員・参集 (1) 職員の動員配備体制の決定 【県(生活環境部)】</p> <p>1) 警戒体制 地震情報、津波情報及び被害情報等に基づく防災・危機管理課長の報告をもとに、生活環境部長が職員の動員配備区分の決定基準に基づき決定する。</p> <p>2) 非常体制 防災・危機管理課長の報告をもとに、<u>生活環境部長が状況を判断し、知事の承認を得て決定する。ただし緊急を要し、生活環境部長が不在かつ連絡不能の場合は、生活環境部防災・危機管理局長が代行する。また、知事が不在かつ連絡不能な場合は副知事が代行する。</u></p> <p>3) 決定者 上記1) 2) の決定者は次のとおりとする。</p>	<p><u>について普及・啓発を図る。</u></p> <p>3 防災対策要員に対する防災教育 【県(各部局), 市町村, 防災関係機関】 応急対策を実施する防災対策要員は災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下の様な防災教育、<u>計画的かつ継続的な研修に努める。</u></p> <p>(1) 応急対策活動の習熟 (略)</p> <p>(2) 研修会及び講演会の開催 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策 第1節 初動対応 第1 職員参集・動員 ■対策</p> <p>2 職員の動員・参集 (1) 職員の動員配備体制の決定 【県(生活環境部)】</p> <p>1) 警戒体制 地震情報、津波情報及び被害情報等に基づく防災・危機管理課長の報告等をもとに、生活環境部長が職員の動員配備区分の決定基準に基づき決定する。</p> <p>2) 非常体制 防災・危機管理課長の報告等をもとに、<u>知事が職員の動員配備区分の決定基準に基づき決定する。</u></p> <p>3) 決定者 上記1) 2) の決定者及び決定に緊急を要し、<u>決定者が不在かつ連絡不能な場合の代決者は次のとおりとする。</u></p>	<p>116</p> <p>128</p> <p>128</p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>動員配備体制決定手続の整理</p> <p>非常体制に係る代決者の整理</p>						
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>決定者</td> <td>代決者</td> </tr> </table>		決定者	代決者	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>決定者</td> <td>代決者</td> </tr> </table>		決定者	代決者		
	決定者	代決者							
	決定者	代決者							

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前				改定後				新計画 掲載頁	備考
		1	2			1	2		
警戒体制	生活環境部長	生活環境部防 災・危機管理 局長	防災・危機管 理 課 長	警戒体制	生活環境部長	生活環境部 防災・危機管 理 局 長	防災・危機管 理 課 長	128	動員者の整理
非常体制	知 事	副 知 事	生活環境部長	非常体制	知 事	副 知 事 (第1順位)	副 知 事 (第2順位)		
<p>(2) 職員の動員</p> <p>【県（各部局）】</p> <p>生活環境部長は、(1)における動員配備体制の決定に基づき、応急対策実施のため、必要な職員の動員を行うものとする。動員の詳細については、「災害対策本部設置後の事務局員の動員等に係る取扱要領」によるものとする。</p> <p>なお、その他の地方機関における動員については、地方機関の長が別に定めるところによる。</p> <p>また、動員に当たっては各機関において職員の安否を確認する必要があるため、安否確認の手順についてあらかじめ定める。</p> <p>1) 動員の伝達系統</p> <p>動員伝達系統を次に示す。</p>				<p>(2) 職員の動員</p> <p>【県（各部局）】</p> <p>各部局長は、(1)における動員配備体制の決定に基づき、応急対策実施のため、必要な職員の動員を行うものとする。動員の詳細については、「災害対策本部設置後の事務局員の動員等に係る取扱要領」によるものとする。</p> <p>なお、その他の地方機関における動員については、地方機関の長が別に定めるところによる。</p> <p>また、動員に当たっては各機関において職員の安否を確認する必要があるため、安否確認の手順についてあらかじめ定める。</p> <p>1) 動員の伝達系統</p> <p>動員伝達系統を次に示す。</p>					

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考
<p>なお、警戒体制の動員については、生活環境部長の指示に基づき、防災・危機管理課長が行う。</p> <p>2) 動員の伝達手段</p> <p>① 勤務時間中における動員の伝達</p> <p>ア 庁内の放送設備及び電話による伝達</p> <p>動員班長（総務部人事課長）は、庁内放送及び庁内電話により職員に対し、動員の伝達をする。</p> <p>○ 庁内放送文（例） （略）</p> <p>第2 災害対策本部 ■基本事項</p>	<p>なお、警戒体制の動員については、生活環境部長の指示に基づき、防災・危機管理局長が行う。</p> <p>2) 動員の伝達手段</p> <p>① 勤務時間中における動員の伝達</p> <p>ア 庁内の放送設備及び電話による伝達</p> <p>防災・危機管理局長は、庁内放送及び庁内電話により職員に対し、動員の伝達をする。</p> <p>○ 庁内放送文（例） （略）</p> <p>第2 災害対策本部 ■基本事項</p>	<p>128</p> <p>129</p>	<p>迅速な動員を目的とした伝達系統の見直し</p> <p>迅速な動員を目的とした伝達系統の見直し</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考
<p>2 留意点 (新設)</p> <p>■対策</p> <p>1 県</p> <p>(2) 設置基準</p> <p>1) 災害警戒本部設置基準 災害警戒本部は、次の場合に設置する。</p> <p>① 県内震度が5強を記録したとき</p> <p>② 「津波警報」が発表された場合</p> <p>③ 「東海地震注意情報」を受けた場合</p> <p>④ その他生活環境部長が必要と認めた場合</p> <p>3) 災害対策本部設置基準 本部は、次の場合に設置する。また、県内震度が6弱以上を記録した場合は、自動的に設置する。</p> <p>① 地震により相当程度の局地災害が発生したとき</p> <p>② 「津波警報」が発表された場合であって本部長が必要と認めたとき</p> <p>(新設)</p> <p>③ 「大津波警報」が発表されたとき</p> <p>④ 「警戒宣言」が発令された場合</p> <p>⑤ 大規模な災害が発生したとき</p> <p>⑥ その他知事が必要と認めた場合</p> <p>(3) 組織</p> <p>2) 災害対策本部 災害対策本部は本部長を知事、また、副本部長を副知事が務め、事務局長を生活環境部防災・危機管理局長が務める。本部には部が設けられ、各部長が本部員を構成する。</p>	<p>2 留意点</p> <p>(4) 災害対策本部の機能の充実・強化 災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める必要がある。</p> <p>■対策</p> <p>1 県</p> <p>(2) 設置基準</p> <p>1) 災害警戒本部設置基準 災害警戒本部は、次の場合に設置する。</p> <p>① 県内で震度5強を記録した場合であって、生活環境部長が必要と認めたとき</p> <p>② 津波警報が発表された場合であって、生活環境部長が必要と認めたとき</p> <p>③ 「東海地震注意情報」を受けた場合であって、生活環境部長が必要と認めたとき</p> <p>④ その他生活環境部長が必要と認めた場合</p> <p>3) 災害対策本部設置基準 本部は、次の場合に設置する。</p> <p>① 地震により相当程度の局地災害が発生した場合であって、知事が必要と認めたとき</p> <p>② 茨城県に津波警報が発表された場合であって、知事が必要と認めたとき</p> <p>③ 県内で震度6弱以上を記録したとき</p> <p>④ 茨城県に大津波警報が発表されたとき</p> <p>⑤ 「警戒宣言」が発令されたとき</p> <p>⑥ 地震により大規模な災害が発生したとき</p> <p>⑦ その他知事が必要と認めた場合</p> <p>(3) 組織</p> <p>2) 災害対策本部 災害対策本部は本部長を知事、また、副本部長を副知事が務め、事務局長を生活環境部防災・危機管理局長が務める。本部には部が設けられ、各部長が本部員を構成する。 なお、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、知事の職務代理の順序により、副本部長がその職務を代理する。</p>	<p>133</p> <p>135</p> <p>136</p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>本部設置基準の整理</p> <p>本部長の職務代理の整理</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考																												
<p>(4) 設置の決定 【県（生活環境部）】</p> <p>1) 災害警戒本部設置の決定 生活環境部長は、防災・危機管理課長より収集した情報を勘案し、必要と認める場合は、茨城県災害警戒本部規程（平成 11 年 3 月 31 日茨城県訓令第 3 号外）に基づき災害警戒本部を設置する。</p> <p>2) 災害対策本部設置の決定 地震情報、津波情報、被害情報等に基づき、生活環境部長の報告をもとに知事が状況を判断し、必要と認めた時は、災対法第 23 条第 1 項の規定に基づき設置する。 ただし、緊急を要し、生活環境部長が不在かつ連絡不能の場合は生活環境部防災・危機管理局長が代行する。また、知事が不在かつ連絡不能な場合は、副知事が代行する。</p> <p>3) 決定者 上記 1) 2) の決定者は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="168 970 927 1187"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">決定者</th> <th colspan="2">代決者</th> </tr> <tr> <th>1</th> <th>2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒体制</td> <td>生活環境部長</td> <td>生活環境部 防災・危機管 理局 長</td> <td>防災・危機 管理 課 長</td> </tr> <tr> <td>非常体制</td> <td>知 事</td> <td>副 知 事</td> <td>生活環境部長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 本部の設置</p> <p>2) 災害対策本部室及び災害対策室の設営配置 ＜本部室の配置区分＞ 本部を設置した場合は、直ちに本部室及び各部に対策室を設け、原則として次表の区分により配置につくものとする。 また、前記以外の本部職員は、それぞれ所属する課、所、室において配置につくものとする。</p>		決定者	代決者		1	2	警戒体制	生活環境部長	生活環境部 防災・危機管 理局 長	防災・危機 管理 課 長	非常体制	知 事	副 知 事	生活環境部長	<p><u>本部長及び副本部長とともに事故があるとき又は欠けたときは、本部員のうち、茨城県知事の職務を代理する上席の職員を定める規則（平成 19 年茨城県規則第 24 号）に規定する職員である者が、同規則に規定する順序に従い、本部長の職務を代理する。</u></p> <p>(4) 設置の決定 【県（生活環境部）】</p> <p>1) 災害警戒本部設置の決定 生活環境部長は、防災・危機管理課長等より収集した情報を勘案し、必要と認める場合は、茨城県災害警戒本部規程（平成 29 年 4 月 10 日茨城県訓令第 18 号外）に基づく災害警戒本部の設置を決定する。</p> <p>2) 災害対策本部設置の決定 地震情報、津波情報、被害情報等に基づき、生活環境部長等の報告をもとに知事が状況を判断し、必要と認めたときは、災対法第 23 条第 1 項の規定に基づき設置する。 <u>（削除）</u></p> <p>3) 決定者 上記 1) 2) の決定者及び決定に緊急を要し、決定者が不在かつ連絡不能な場合の代決者は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1032 970 1792 1222"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">決定者</th> <th colspan="2">代決者</th> </tr> <tr> <th>1</th> <th>2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒体制</td> <td>生活環境部長</td> <td>生活環境部 防災・危機管 理局 長</td> <td>防災・危機 管理 課 長</td> </tr> <tr> <td>非常体制</td> <td>知 事</td> <td>副 知 事 (第 1 順位)</td> <td>副 知 事 (第 2 順位)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 本部の設置</p> <p>2) 災害対策本部室及び災害対策室の設営配置 ＜本部室の配置区分＞ 本部を設置した場合は、直ちに本部室及び各部に対策室を設け、原則として次表の区分により配置につくものとする。 また、前記以外の本部職員は、それぞれ所属する課、所、室において配置につくものとする。</p>		決定者	代決者		1	2	警戒体制	生活環境部長	生活環境部 防災・危機管 理局 長	防災・危機 管理 課 長	非常体制	知 事	副 知 事 (第 1 順位)	副 知 事 (第 2 順位)	<p>142</p> <p>142</p>	<p>訓令の廃止・制定等</p> <p>非常体制に係る代決者等の整理</p>
			決定者	代決者																											
	1	2																													
警戒体制	生活環境部長	生活環境部 防災・危機管 理局 長	防災・危機 管理 課 長																												
非常体制	知 事	副 知 事	生活環境部長																												
	決定者	代決者																													
		1	2																												
警戒体制	生活環境部長	生活環境部 防災・危機管 理局 長	防災・危機 管理 課 長																												
非常体制	知 事	副 知 事 (第 1 順位)	副 知 事 (第 2 順位)																												

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前			改定後			新計画掲載頁	備考														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>室の区分</th> <th>参集者</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部室</td> <td>本部長 副本部長 本部付 本部員 本部事務局長 本部事務局員 防災関係機関連絡員</td> <td>防災センター</td> </tr> <tr> <td>各部対策室</td> <td>部長 部付 班長 部長の指示する班員</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、防災センターが使用不能な場合、茨城県公館を本部室の代替施設とする。</p> <p>第2節 災害情報の収集・伝達 第2 災害情報の収集・伝達・報告 ■基本事項 2 留意点 (4) 人的被害数の把握 人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約，調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告し、公表するものとする。 なお、行方不明者数については、消防庁通知に基づき取扱う。</p> <p>■対策 2 被害概況の把握 【県（生活環境部），市町村，防災関係機関】 （新設）</p>	室の区分	参集者	設置場所	本部室	本部長 副本部長 本部付 本部員 本部事務局長 本部事務局員 防災関係機関連絡員	防災センター	各部対策室	部長 部付 班長 部長の指示する班員	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>室の区分</th> <th>参集者</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部室</td> <td>本部長 副本部長 本部付 本部員 本部事務局長 本部事務局員 防災関係機関連絡員</td> <td>防災センター</td> </tr> <tr> <td>各部対策室</td> <td>部長 部付 班長 部長の指示する班員</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、防災センターが使用できない場合は、災害の態様に応じ、次に掲げる順位で、他の施設を代替施設とする。 〔第1位〕茨城県水戸合同庁舎 〔第2位〕茨城県常陸太田合同庁舎，茨城県鉾田合同庁舎，茨城県土浦合同庁舎，茨城県筑西合同庁舎，つくば国際会議場その他の県有施設</p> <p>第2節 災害情報の収集・伝達 第2 災害情報の収集・伝達・報告 ■基本事項 2 留意点 (4) 人的被害数の把握 人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約，調整を行う必要がある。（以下、■対策3 被害情報・措置情報の収集・伝達に記載移動）</p> <p>なお、行方不明者数については、消防庁通知に基づき取扱う。</p> <p>■対策 2 被害概況の把握 【県（総務部，生活環境部），市町村，防災関係機関】 (5) 市町村の行政機能の確保状況の把握 【県（総務部，生活環境部），市町村】</p>	室の区分	参集者	設置場所	本部室	本部長 副本部長 本部付 本部員 本部事務局長 本部事務局員 防災関係機関連絡員	防災センター	各部対策室	部長 部付 班長 部長の指示する班員	(略)	143	複合災害への対応や茨城県国民保護計画との整合を考慮した代替施設の変更
室の区分	参集者	設置場所																			
本部室	本部長 副本部長 本部付 本部員 本部事務局長 本部事務局員 防災関係機関連絡員	防災センター																			
各部対策室	部長 部付 班長 部長の指示する班員	(略)																			
室の区分	参集者	設置場所																			
本部室	本部長 副本部長 本部付 本部員 本部事務局長 本部事務局員 防災関係機関連絡員	防災センター																			
各部対策室	部長 部付 班長 部長の指示する班員	(略)																			
		157	表記の修正																		
		163	総務省通知による修正																		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考
<p>3 被害情報・措置情報の収集・伝達</p> <p>(4) 各機関の情報収集・伝達活動</p> <p>1) 市町村の活動 (新設)</p> <p>2) 県の活動 (■基本事項2留意点から記載移動))</p> <p>(新設)</p> <p>第3 災害情報の広報</p>	<p>震度6弱以上の地震等大規模災害により被災した市町村は、自らの行政機能の確保状況を的確に把握するため、原則として発災後12時間以内に、次の3点を把握し、市町村行政機能チェックリストにより県に報告する。</p> <p>① <u>トップマネジメントは機能しているか</u></p> <p>② <u>人的体制（マンパワー）は充足しているか</u></p> <p>③ <u>物的環境（庁舎施設等）は整っているか</u></p> <p>県は、報告内容について、直ちに総務省自治行政局市町村課に報告する。</p> <p>なお、県は、報告対象市町村からの報告がない場合には、電話さらには職員の現地派遣等により直接的に当該市町村の状況把握を実施し、遅くとも発災後24時間以内には、全ての報告対象市町村について総務省に報告する。</p> <p>3 被害情報・措置情報の収集・伝達</p> <p>(4) 各機関の情報収集・伝達活動</p> <p>1) 市町村の活動</p> <p>⑤ <u>行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要</u> <u>な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、</u> <u>当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者につ</u> <u>いて、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に</u> <u>努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他</u> <u>の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当</u> <u>該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住</u> <u>民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在</u> <u>京大使館等）に連絡するものとする。</u></p> <p>2) 県の活動</p> <p>③ <u>人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、</u> <u>県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関</u> <u>係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、</u> <u>一方、関係機関は都道府県に連絡するものとする。当該情報が</u> <u>得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・</u> <u>精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。</u></p> <p><u>また、都道府県は、人的被害の数について広報を行う際</u> <u>には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。</u></p> <p>第3 災害情報の広報</p>	<p>165</p> <p>165</p> <p>165</p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>表記の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>■基本事項</p> <p>2 留意点</p> <p>(2) 情報が入手困難な被災者への対応</p> <p>県、市町村は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対する情報の伝達に配慮するものとする。</p> <p>第3節 応援・受援</p> <p>第2 応援要請の実施及び受入体制の確保と応急措置の代行</p> <p>■基本事項</p> <p>2 留意点</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第4節 被害軽減対策</p> <p>第1 警備対策</p> <p>■対策</p> <p>2 警備実施</p> <p>【県（警察本部）】</p> <p>(3) 避難誘導等</p> <p>避難誘導等は、緊急性及び重要性を踏まえて次により実施する。</p> <p>1) 避難勧告、避難指示（緊急）時の措置</p> <p>(略)</p> <p>また、避難のための立退きを行うことにより、かえって危険を伴う場合は、<u>屋内での避難その他の屋外における避難のための安全確保</u>に関する措置を考慮すること。</p> <p>第2 避難勧告、避難指示（緊急）、誘導</p> <p>■対策</p> <p>1 避難勧告、避難指示（緊急）、避難準備・高齢者等避難開始</p> <p>(2) 避難の勧告、避難指示（緊急）、避難準備高齢者等避難開始</p> <p>【市町村長及び水防管理者】</p>	<p>■基本事項</p> <p>2 留意点</p> <p>(2) 情報が入手困難な被災者への対応</p> <p>県、市町村は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、都市部における帰宅困難者、<u>在日外国人、訪日外国人</u>等情報が入手困難な被災者等に対する情報の伝達に配慮するものとする。</p> <p>第3節 応援・受援</p> <p>第2 応援要請の実施及び受入体制の確保と応急措置の代行</p> <p>■基本事項</p> <p>2 留意点</p> <p>(4) 地域や災害の特性を考慮した派遣職員の選定</p> <p><u>県、市町村等は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。</u></p> <p>第4節 被害軽減対策</p> <p>第1 警備対策</p> <p>■対策</p> <p>2 警備実施</p> <p>【県（警察本部）】</p> <p>(3) 避難誘導等</p> <p>避難誘導等は、緊急性及び重要性を踏まえて次により実施する。</p> <p>1) 避難勧告、避難指示（緊急）時の措置</p> <p>(略)</p> <p>また、避難のための立退きを行うことにより、かえって危険を伴う場合は、<u>屋内安全確保</u>に関する措置を考慮すること。</p> <p>第2 避難勧告、避難指示（緊急）、誘導</p> <p>■対策</p> <p>1 避難勧告、避難指示（緊急）、避難準備・高齢者等避難開始</p> <p>(2) 避難の勧告、避難指示（緊急）、避難準備高齢者等避難開始</p> <p>【市町村長及び水防管理者】</p>	<p>171</p> <p>183</p> <p>195</p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>(略)</p> <p>なお、市町村は、避難勧告又は避難指示（緊急）を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができる。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>【県、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長】</p> <p>3) 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合には、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言するものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>なお、市町村は、避難勧告又は避難指示（緊急）を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができる。</p> <p><u>市町村は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</u></p> <p>【県、指定行政機関、指定地方行政機関】</p> <p>3) 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、<u>避難勧告等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行うとともに、市町村から求めがあった場合には、避難指示(緊急)又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、県は、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。</u></p>	199	防災基本計画の修正
<p>第3 緊急輸送</p> <p>■対策</p> <p>3 輸送車両、船舶、ヘリコプターの確保</p> <p>(1) 車両、船舶、ヘリコプターの調達及び輸送の要請等 【第三管区海上保安本部・茨城海上保安部】</p> <p>(略)</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>第3 緊急輸送</p> <p>■対策</p> <p>3 輸送車両、船舶、ヘリコプターの確保</p> <p>(1) 車両、船舶、ヘリコプターの調達及び輸送の要請等 【第三管区海上保安本部・茨城海上保安部】</p> <p>(略)</p> <p>【茨城県水難救済会】</p> <p><u>茨城県水難救済会は、県の要請に基づき、船舶を使用した緊急輸送等の必要が生じた場合は、可能な範囲で協力する。</u></p>	200	防災基本計画の修正
<p>第4 消火活動、救助・救急活動、水防活動、海上災害対策活動</p> <p>■対策</p> <p>4 海上災害対策活動</p> <p>【県（生活環境部、農林水産部、土木部、警察本部）、市町村、第三管区海上保安本部】</p> <p>(1) 流出油等応急対策</p> <p>1) 通報連絡体制</p> <p>通報連絡体制は次のとおりとする。</p> <p>(表中)「<u>日本水難救済会茨城県支部</u>」</p>	<p>第4 消火活動、救助・救急活動、水防活動、海上災害対策活動</p> <p>■対策</p> <p>4 海上災害対策活動</p> <p>【県（生活環境部、農林水産部、土木部、警察本部）、市町村、第三管区海上保安本部】</p> <p>(1) 流出油等応急対策</p> <p>1) 通報連絡体制</p> <p>通報連絡体制は次のとおりとする。</p> <p>(表中)「<u>茨城県水難救済会</u>」</p>	200	防災基本計画の修正
<p>第5 応急医療</p>	<p>第5 応急医療</p>	208	県と水難救済会との協定締結に伴う修正
<p>第5 応急医療</p>	<p>第5 応急医療</p>	223	表記の修正

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>■基本事項</p> <p>3 活動項目リスト</p> <p>(1) 応急医療体制の確保</p> <p>1) 初動体制の確保</p> <p>2) 現地対策班の設置 (新設)</p> <p><u>3) 医療救護チーム・DMAT等の編成・派遣</u></p> <p>4) 医療救護所の設置</p> <p>■対策</p> <p>1 応急医療体制の確保</p> <p>(2) 現地対策班の設置</p> <p>【県（保健福祉部）】</p> <p>県は、県保健福祉部長を本部長とする県災害対策本部保健福祉部のもとに被災地域内の保健所ごとに各保健所長を部長とする現地対策班を設置し、災害医療情報の収集・提供、関係機関との連絡調整、医療救護チーム等の配置調整等の現地業務を効率的に遂行する。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>■基本事項</p> <p>3 活動項目リスト</p> <p>(1) 応急医療体制の確保</p> <p>1) 初動体制の確保</p> <p>2) 現地対策班の設置</p> <p><u>3) 災害医療コーディネート体制の確保</u></p> <p><u>4) 医療救護チーム・DMAT等の編成・派遣</u></p> <p>5) 医療救護所の設置</p> <p>■対策</p> <p>1 応急医療体制の確保</p> <p>(2) 対策本部及び現地対策班の設置</p> <p>【県（保健福祉部）】</p> <p>県は、県保健福祉部長を本部長とする県災害対策本部保健福祉部を設置し、本庁各課長は茨城県災害対策本部条例施行規則に規定する業務分担に従い活動班を編制し、班員を指揮する。また、茨城県災害医療コーディネーターを招聘し、医療救護活動に係る助言・調整等を要請する。</p> <p>保健福祉部長は、被災地域内の保健所ごとに各保健所長を長とする現地対策班を設置し、保健所長は地域災害医療コーディネーターを招聘して、災害医療情報の収集・提供、関係機関との連絡調整、医療救護チーム等の配置調整等の現地業務を効率的に遂行する。</p> <p>(3) 災害医療コーディネート体制の確保</p> <p>【県（保健福祉部）】</p> <p>県は、被災地において、必要とされる医療が迅速かつ的確に提供できる体制の構築を図るため、<u>茨城県災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーターを設置する。</u></p> <p><u>茨城県災害医療コーディネーターは、県の要請により茨城県災害対策本部保健福祉部に出務し、次の業務を行う。</u></p> <p>① <u>県全体の医療機関等の被害状況及び医療ニーズ等の分析に関すること。</u></p> <p>② <u>県全体の医療救護活動の実施に係る助言及び調整に関すること。</u></p> <p>③ <u>県全体の医療救護チーム（DMATを除く。）の受入、派遣の調整に関すること。</u></p> <p>④ <u>医療機関、医療救護チームへの支援に関すること。</u></p>	<p>226</p> <p>226</p>	<p>災害医療コーディネート体制の確保に係る活動項目の追加</p> <p>今年度「茨城県災害医療コーディネーター設置要綱」が改正され、県及び地域コーディネーターを設置し、災害対策本部保健福祉部及び保健所現地災害対策班で医療救護活動の調整等を行うこととされたことに伴う修正</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考
<p>(3) 医療救護チーム・DMAT等の編成，派遣 (略)</p> <p>(4) 医療救護所の設置 (略)</p> <p>2 応急医療活動</p> <p>(2) 医療救護チーム・DMAT等による医療活動 【国，県（保健福祉部），市町村，日赤茨城県支部，病院等】</p> <p>1) 医療救護チーム・DMAT等の輸送 (略)</p> <p>国，県及び市町村は，医療救護活動が円滑に実施できるよう，医療救護チーム・DMAT等の輸送に当たっては，輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。</p> <p>2) 医療救護チーム・DMAT等の配置 (略)</p> <p>また，県は，病院等から派遣されてきた医療救護チーム（日赤救護班，国立病院や県医師会等による医療救護チーム，JMAT等）を，市町村災害対策本部等と協議しながら県保健福祉部及び保健所等において調整した上で，被災地の医療救護所，病院等に配置する。</p> <p>3 後方支援活動</p>	<p><u>⑤ その他県が必要と認める事項</u> 地域災害医療コーディネーターは，県の要請により茨城県災害対策本部保健福祉部保健所現地対策班に出務し，次の業務を行う。</p> <p><u>① 地域の医療機関等の被害状況及び医療ニーズ等の分析に関すること。</u></p> <p><u>② 地域の医療救護活動の実施に係る助言及び調整に関すること。</u></p> <p><u>③ 地域の医療救護チーム（DMATを除く。）の受入，派遣の調整に関すること。</u></p> <p><u>④ 医療機関，医療救護チームへの支援に関すること。</u></p> <p><u>⑤ その他県が必要と認める事項</u> なお，茨城県災害医療コーディネーターと地域災害医療コーディネーターは，相互に連携・協力して業務を行うものとする。</p> <p>(4) 医療救護チーム・DMAT等の編成，派遣 (略)</p> <p>(5) 医療救護所の設置 (略)</p> <p>2 応急医療活動</p> <p>(2) 医療救護チーム・DMAT等による医療活動 【国，県（保健福祉部），市町村，日赤茨城県支部，病院等】</p> <p>1) 医療救護チーム・DMAT等の輸送 (略)</p> <p>国，県及び市町村は，医療救護活動が円滑に実施できるよう，医療救護チーム・DMAT等への災害時緊急給油票の発行など特段の配慮を行う。</p> <p>2) 医療救護チーム・DMAT等の配置 (略)</p> <p>また，県は，病院等から派遣されてきた医療救護チーム（日赤救護班，国立病院や県医師会等による医療救護チーム，JMAT等）を，市町村災害対策本部等と協議しながら県保健福祉部及び保健所等において調整した上で，被災地の医療救護所，病院等に配置する。</p> <p><u>災害医療コーディネーターは，調整・配置についての助言を行うものとする。</u></p> <p>3 後方支援活動</p>	<p>228</p> <p>229</p>	<p>特段の配慮を具体的に例示</p> <p>災害医療コーディネーターの役割を明記</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>(2) 搬送体制の確保</p> <p>1) 後方医療施設への搬送 【県（生活環境部，保健福祉部），市町村（消防機関），病院等】 （略） なお，病院等が<u>独自</u>に後方医療施設へ転院搬送を行う場合，自己所有の患者搬送車等により重傷者を搬送するほか，必要に応じて消防機関又は県に対し救急自動車，ヘリコプター等の出動を要請する。</p> <p>(3) 人工透析の供給等</p> <p>2) 人工呼吸療法，酸素療法，経静脈栄養療法，経管栄養療法等 【県（保健福祉部），市町村，病院等】 県は，市町村，<u>保健所</u>，医療機関，訪問看護ステーション等と協力して被災地内の在宅患者等の被災状況を確認するとともに，必要に応じて在宅患者のために医療提供を行う。さらに経静脈栄養剤，経管栄養剤，人工呼吸用酸素等の医療品に不足があった場合は，関係団体（県薬剤師会，日本産業・医療ガス協会等）に供給を依頼する。</p> <p>3) 周産期医療 【県（保健福祉部），市町村】 県は，救急医療情報コントロールセンター及び周産期センター等から周産期医療機関及び小児医療機関の受入状況を把握する。また，保健所及び市町村の保健師は，被災地の小児慢性疾患児及び妊婦の巡回相談や訪問指導を実施する。併せて，消防機関への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。</p>	<p>(2) 搬送体制の確保</p> <p>1) 後方医療施設への搬送 【県（生活環境部，保健福祉部），市町村（消防機関），病院等】 （略） なお，病院等が後方医療施設へ転院搬送を行う場合，自己所有の患者搬送車等により重傷者を搬送するほか，必要に応じて消防機関又は県に対し救急自動車，ヘリコプター等の出動を要請する。</p> <p>(3) 人工透析の供給等</p> <p>2) 人工呼吸療法，酸素療法，経静脈栄養療法，経管栄養療法等 【県（保健福祉部），市町村，病院等】 県は，市町村，医療機関，訪問看護ステーション等と協力して被災地内の在宅患者等の被災状況を確認するとともに，必要に応じて在宅患者のために医療提供を行う。さらに経静脈栄養剤，経管栄養剤，人工呼吸用酸素等の医療品に不足があった場合は，関係団体（県薬剤師会，日本産業・医療ガス協会等）に供給を依頼する。</p> <p>3) 周産期医療 【県（保健福祉部），市町村】 県は，救急医療情報コントロールセンター及び周産期センター等から周産期医療機関及び小児医療機関の受入状況を把握する。また，保健所及び市町村の保健師は，被災地の小児慢性疾患児及び妊婦の巡回相談や訪問指導を実施する。併せて，消防機関への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。 <u>患者搬送のコーディネート等については，災害時小児周産期リエゾンを活用する。</u></p>	<p>230</p> <p>231</p> <p>231</p>	<p>転院調整は病院等間で行うこととされているため，表現を適正化</p> <p>表記の修正</p> <p>周産期医療について，東日本大震災の際，災害時の小児・周産期医療に関して準備不足であることが指摘され，小児・周産期医療に特化した調整役である「災害時小児周産期リエゾン」を養成し，災害時に活用することとされたことに伴う修正</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考
<p>(4) 医療ボランティア活動 1) 受入れ体制の確保 【各医療関係団体】 災害発生後、直ちに各医療関係団体は医療ボランティア調整本部を設置し、医療ボランティア活動を希望する者の登録を行い、医療ボランティアを確保する。 また、その状況を保健福祉部現地対策班に報告する。</p> <p>第5節 被災者生活支援 第1 被災者の把握 ■対策 1 避難者、疎開者、自宅被災者の把握 (1) 登録窓口の設置及び被災者台帳の作成 【市町村】 (略) また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の支援の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</p> <p>2 罹災証明書の交付 (新設) 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。 (新設)</p> <p>県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町村間の調整を図るも</p>	<p>(4) 医療ボランティア活動 1) 受入れ体制の確保 【各医療関係団体】 災害発生後、直ちに各医療関係団体は医療ボランティア調整本部を設置し、医療ボランティア活動を希望する者の登録を行い、医療ボランティアを確保する。 また、その状況を災害対策本部保健福祉部に報告する。</p> <p>第5節 被災者生活支援 第1 被災者の把握 ■対策 1 避難者、疎開者、自宅被災者の把握 (1) 登録窓口の設置及び被災者台帳の作成 【市町村】 (略) また、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の支援の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</p> <p>2 罹災証明書の交付 【県（生活環境部）、市町村】 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。 なお、市町村は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。</p> <p>県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課</p>	<p>231</p> <p>243</p> <p>244</p> <p>244</p>	<p>誤記の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>のとする。</p> <p>第2 避難生活の確保, 健康管理</p> <p>■対策</p> <p>3 健康管理 (新設)</p> <p>(2) 要配慮者の把握</p> <p>(3) 関係機関との連携の強化</p> <p>第3 ボランティア活動の支援</p> <p>■基本事項</p> <p>3 活動項目リスト</p> <p>(2) ボランティア「受入窓口」との連携・協力</p> <p>1) ボランティア現地本部及びボランティア支援本部との連携</p> <p>2) ボランティアに協力依頼する活動内容</p> <p>3) 活動拠点の提供</p> <p>4) ボランティア保険の加入促進</p> <p>■対策</p> <p>1 ボランティア「受入窓口」の設置・運営 【県社会福祉協議会, 市町村社会福祉協議会】</p> <p>(1) 受入体制の確保</p> <p>災害発生後直ちに, 被災市町村社会福祉協議会にボランティア現地本部を設置するとともに, 県社会福祉協議会にボランティア支援本部を設置して, ボランティアの受入体制を確保する。</p> <p>2 ボランティア「受入窓口」との連携・協力 【県(保健福祉部), 市町村】</p> <p>(1) ボランティア現地本部及びボランティア支援本部との連携</p> <p>市町村は, 災害発生後, ボランティア「担当窓口」の開設時に,</p>	<p>題の共有や対応の検討, 各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により, 被災市町村間の調整を図るものとする。</p> <p>第2 避難生活の確保, 健康管理</p> <p>■対策</p> <p>3 健康管理</p> <p>(2) 避難所の感染症対策 【県(保健福祉部), 市町村】</p> <p>県及び市町村は, 避難所において, 感染症の発生を防止するため, 「避難所感染症対策の手引き」を参考に, 感染症予防対策を実施する。</p> <p>また, 避難所感染症サーベイランスを行い, 感染症発生状況を把握し, 感染症の拡大防止に努める。</p> <p>(3) 要配慮者の把握</p> <p>(4) 関係機関との連携の強化</p> <p>第3 ボランティア活動の支援</p> <p>■基本事項</p> <p>3 活動項目リスト</p> <p>(2) ボランティア「担当窓口」の設置・機能</p> <p>1) 「担当窓口」の設置・運営</p> <p>2) ボランティアに協力依頼する活動内容</p> <p>3) 活動拠点の提供 (削除)</p> <p>■対策</p> <p>1 ボランティア「受入窓口」の設置・運営 【県社会福祉協議会, 市町村社会福祉協議会】</p> <p>(1) 受入体制の確保</p> <p>災害発生後, 被災市町村社会福祉協議会にボランティア現地本部を設置するとともに, 県社会福祉協議会にボランティア支援本部を設置して, ボランティアの受入体制を確保する。</p> <p>2 ボランティア「担当窓口」の設置・機能 【県(保健福祉部), 市町村】</p> <p>(1) ボランティア「担当窓口」の設置・機能</p> <p>市町村は, 災害発生後, ボランティア「担当窓口」を開設し, 市</p>	<p>250</p> <p>254</p> <p>255</p> <p>256</p>	<p>「避難所感染症対策の手引き」の作成に伴う修正</p> <p>県・市町村のボランティア活動支援に係る担当窓口としての機能を明確化するため, 項目を整理。</p> <p>表記の修正</p> <p>県・市町村のボランティア活動支援に係</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考
<p><u>コーディネートを担当する職員を配置し市町村とボランティア現地本部との連絡調整、情報収集・提供活動等を行う。</u> <u>県は、災害発生後、ボランティア「担当窓口」の開設時に、コーディネートを担当する職員を配置し、県内部及びボランティア支援本部、ボランティア支援の全国組織（全国災害ボランティア支援団体ネットワーク）等との連絡調整、情報収集・提供及び広報活動等を行う。</u></p> <p>(2) ボランティアに協力依頼する活動内容 ボランティアに協力依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。 1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達 2) 避難生活者の支援（水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介助等） 3) 在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介助、食事・飲料水の提供等） 4) 配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布、配達等） 5) その他被災者の生活支援に必要な活動</p> <p>(4) <u>ボランティア保険の加入促進</u> <u>県及び市町村は、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険への加入を推進するとともに、ボランティア保険の広報、助成に努める。</u></p>	<p>町村とボランティア現地本部との連絡調整、情報収集・提供活動等を行う。 県は、災害発生後、<u>ボランティア「担当窓口」</u>を開設し、県内部及びボランティア支援本部、ボランティア支援の全国組織（全国災害ボランティア支援団体ネットワーク）等との連絡調整、情報収集・提供及び広報活動等を行う。</p> <p>(2) ボランティアに協力依頼する活動内容 ボランティア「<u>受入窓口</u>」において、ボランティアに協力依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。 1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達 2) 避難生活者の支援（水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介助等） 3) 在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介助、食事・飲料水の提供等） 4) 配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布、配達等） 5) その他被災者の生活支援に必要な活動 <u>（削除）</u></p>	<p>256</p>	<p>る担当窓口としての機能を明確化するため、項目を整理。</p> <p>応急期におけるボランティア保険の加入促進は、県・市町村ではなく社協において行うため。（予防における加入促進は、県・市町村の活動項目としている）</p>
<p>第4 ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達 ■対策 3 被災者への情報伝達 【県（各部局）、市町村、報道機関、防災関係機関】 各機関は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報など、被災者等に役立つ情報を適切に提供するものとする。 （略）</p>	<p>第4 ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達 ■対策 3 被災者への情報伝達 【県（各部局）、市町村、報道機関、防災関係機関】 各機関は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、<u>地震活動</u>の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報など、被災者等に役立つ情報を適切に提供するものとする。 （略）</p>	<p>259</p>	<p>防災基本計画の修正</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>第5 生活救援物資の供給</p> <p>■基本事項</p> <p>3 活動項目リスト</p> <p>(1) 食料, 生活必需品等の供給</p> <p>3) <u>食料集積地の指定及び管理</u></p> <p>■対策</p> <p>1 食料, 生活必需品等の供給</p> <p>(3) <u>集積地の指定及び管理</u></p> <p>1) 集積地の指定</p> <p>【県（生活環境部, 農林水産部）】</p> <p>県は, 災害が発生した場合において, あらかじめ指定した備蓄倉庫及び広域防災活動拠点等を活用し, 調達した物資の集積及び配分を行うものとし, <u>必要に応じ民間倉庫等を活用する。</u></p> <p>【市町村】</p> <p>市町村はあらかじめ定めた集積地を活用し, 調達した物資の集配を行う。</p>	<p>第5 生活救援物資の供給</p> <p>■基本事項</p> <p>3 活動項目リスト</p> <p>(1) 食料, 生活必需品等の供給</p> <p>3) <u>輸送拠点の開設等</u></p> <p>■対策</p> <p>1 食料, 生活必需品等の供給</p> <p>(3) <u>輸送拠点の開設等</u></p> <p>1) 集積地の指定, <u>輸送拠点の開設</u></p> <p>【県（生活環境部, 農林水産部）】</p> <p>県は, 災害が発生した場合において, あらかじめ指定した備蓄倉庫及び広域防災活動拠点等を活用して<u>速やかに広域物資輸送拠点を開設し, 避難所までの輸送体制を確保して, 調達した物資の集積及び配分を行うものとする。</u></p> <p><u>その際, 必要に応じ, あらかじめ把握した輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を活用する。</u></p> <p>【市町村】</p> <p>市町村はあらかじめ定めた集積地を活用して<u>速やかに地域内輸送拠点を開設し, 避難所までの輸送体制を確保して, 調達した物資の集配を行う。</u></p>	262	防災基本計画に基づく修正
<p>第7節 応急復旧・事後処理</p> <p>第1 建築物の応急復旧</p> <p>■対策</p> <p>1 応急危険度判定</p> <p>【県（土木部）, 市町村】</p> <p>(2) 応急危険度判定活動</p> <p>3) 判定作業概要</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>(3) 被災宅地危険度判定活動</p> <p>3) 判定作業概要</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>第7節 応急復旧・事後処理</p> <p>第1 建築物の応急復旧</p> <p>■対策</p> <p>1 応急危険度判定</p> <p>【県（土木部）, 市町村】</p> <p>(2) 応急危険度判定活動</p> <p>3) 判定作業概要</p> <p><u>⑦ 被災宅地危険度判定調査, 住家被害認定調査及び民間の保険損害調査との違い等について被災者に明確に説明を行う。</u></p> <p>(3) 被災宅地危険度判定活動</p> <p>3) 判定作業概要</p> <p><u>⑤ 被災建築物の応急危険度判定調査, 住家被害認定調査及び民間の保険損害調査との違い等について被災者に明確に説明を行う。</u></p>	264	防災基本計画に基づく修正・県央総合防災センター設置に伴う修正
		265	防災基本計画の修正
		293	防災基本計画の修正
		293	防災基本計画の修正

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考
<p>2 住宅の応急修理 【県（土木部），市町村】</p> <p>第2 土木施設の応急復旧 ■対策</p> <p>4 その他土木施設の応急復旧 (1) 河川，砂防及び治山施設の応急復旧 【県（土木部），市町村】</p> <p>第3 ライフライン施設の応急復旧 ■対策</p> <p>3 都市ガス施設の応急復旧 【東部ガス株式会社ほか2社】</p> <p>第4 災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去 ■対策</p> <p>1 災害廃棄物の処理 (1) 災害時の災害廃棄物及びし尿発生量の推計 【県（生活環境部），市町村】</p> <p>5) 連携体制の確保 県は，県内5地区に分かれ締結している「相互支援」協定に基づく適切な相互支援が図られるよう市町村間の調整を行うとともに，災害廃棄物処理の協力協定締結団体である県産業廃棄物協会と連携し，収集運搬業者や処分先の確保等を支援する等により災害廃棄物の円滑な処理を推進する。 <u>（新設）</u></p> <p>第5 行方不明者等の搜索 ■対策</p> <p>1 行方不明者等の搜索</p>	<p>2 住宅の応急修理 【県（生活環境部，土木部），市町村】</p> <p>第2 土木施設の応急復旧 ■対策</p> <p>4 その他土木施設の応急復旧 (1) 河川，砂防及び治山施設の応急復旧 【県（農林水産部，土木部），市町村】</p> <p>第3 ライフライン施設の応急復旧 ■対策</p> <p>3 都市ガス施設の応急復旧 【東京ガス株式会社，東部ガス株式会社，東日本ガス株式会社】</p> <p>第4 災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去 ■対策</p> <p>1 災害廃棄物の処理 (1) 災害時の災害廃棄物及びし尿発生量の推計 【県（生活環境部），市町村】</p> <p>5) 連携体制の確保 県は，県内5地区に分かれ締結している「相互支援」協定に基づく適切な相互支援が図られるよう市町村間の調整を行うとともに，災害廃棄物処理の協力協定締結団体である県産業廃棄物協会と連携し，収集運搬業者や処分先の確保等を支援する等により災害廃棄物の円滑な処理を推進する。 <u>また，県内の市町村や事業者で災害廃棄物処理に対応しきれない場合，県は，他都道府県との災害時の相互支援協定や，「大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画」に基づき，広域的な処理を実施する。</u> <u>さらに，県及び市町村は，災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）へ人材・資機材の支援を要請し，災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を進める。</u></p> <p>第5 行方不明者等の搜索 ■対策</p> <p>1 行方不明者等の搜索</p>	<p>293</p> <p>307</p> <p>317</p> <p>324</p>	<p>所管部局の修正</p> <p>治山施設の所管部局の記載漏れ修正</p> <p>表記の修正</p> <p>防災基本計画の修正等</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>【第三管区海上保安本部】 第三管区海上保安本部は、巡視船艇、航空機等により海上における捜索活動を実施し、行方不明者の発見に努める。</p> <p>第4章 災害復旧・復興対策計画 第1節 被災者の生活の安定化 第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸与</p> <p>■対策</p> <p>5 農林漁業復旧資金 (3) 株式会社日本政策金融公庫（農林漁業施設資金） 2) 貸付利率 年 0.16%～0.30%（償還期間により異なる） H29.1.23 現在の利率</p> <p>第3 租税及び公共料金等の特例措置</p> <p>■対策 (4) 都市ガス事業 【東部ガス株式会社ほか2社】</p> <p>第2節 被災施設の復旧</p> <p>■対策</p> <p>4 解体、がれき処理 (2) 処理対策 5) 石綿飛散防止対策 【県（生活環境部）、市町村】 県及び市町村は、解体及びがれき処理に伴う石綿飛散防止対策について「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成19年8月 環境省水・大気環境局大気環境課）により行うものとする。</p> <p>第4節 復興計画の作成</p> <p>■基本事項</p> <p>2 留意点 (4) 民意の反映 復興を進めて行く際には、復興計画のあり方から復興事業・施策の展開に至るまで、住民の意見を十分反映させていくことが必要で</p>	<p>【第三管区海上保安本部・茨城海上保安部】 第三管区海上保安本部及び茨城海上保安部は、巡視船艇、航空機等により海上における捜索活動を実施し、行方不明者の発見に努める。</p> <p>第4章 災害復旧・復興対策計画 第1節 被災者の生活の安定化 第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸与</p> <p>■対策</p> <p>5 農林漁業復旧資金 (3) 株式会社日本政策金融公庫（農林漁業施設資金） 2) 貸付利率 年 0.20%～0.30%（償還期間により異なる） H29.10.19 現在の利率</p> <p>第3 租税及び公共料金等の特例措置</p> <p>■対策 (4) 都市ガス事業 【東京ガス株式会社、東部ガス株式会社、東日本ガス株式会社】</p> <p>第2節 被災施設の復旧</p> <p>■対策</p> <p>4 解体、がれき処理 (2) 処理対策 5) 石綿飛散防止対策 【県（生活環境部）、市町村】 県及び市町村は、解体及びがれき処理に伴う石綿飛散防止対策について「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成29年9月 環境省水・大気環境局大気環境課）により行うものとする。</p> <p>第4節 復興計画の作成</p> <p>■基本事項</p> <p>2 留意点 (4) 民意の反映 復興を進めて行く際には、復興計画のあり方から復興事業・施策の展開に至るまで、住民の意見を十分反映させていくことが必要で</p>	<p>330</p> <p>342</p> <p>346</p> <p>365</p>	<p>行方不明者等の捜索主体の追加</p> <p>利率の変更</p> <p>表記の修正</p> <p>マニュアル改訂</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考
<p>ある。</p> <p>付編 東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画 (新設)</p> <p>第2章 防災責任者が実施する事務又は業務の大綱 5 指定公共機関 (7) 独立行政法人水資源機構（利根川下流総合事務所） 1) 機構本社管理事業部，国土交通省霞ヶ浦河川事務所，同霞ヶ浦導水工事事務所及び同利根川下流河川事務所，その他関係機関との連絡，情報の周知に関すること。</p> <p>第4章 警戒宣言発令時の対応措置 第2節 警戒体制の確立</p>	<p>ある。<u>その際，女性を始めとする多様な主体の意見を反映できるように配慮するものとする。</u></p> <p>付編 東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画 (注) 中央防災会議防災対策実行会議の下に設置された「<u>南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ</u>」の報告書が，平成29年9月に，「<u>南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について（報告）</u>」として取りまとめられた。</p> <p><u>本報告を踏まえ，政府は，南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の具体的な防災対応の検討を行い，それも踏まえて，異常な現象が観測された場合に実施する新たな防災対応の構築に向けて，国，地方公共団体，関係事業者等における新たな防災対応に関する計画の策定の考え方や，防災対応の実施のための仕組み等を整理する予定としている。</u></p> <p><u>その新たな防災対応が定められるまでの当面の間，気象庁は，「南海トラフ地震に関連する情報」を公表することとし，本情報の運用開始（平成29年11月1日）に伴い，東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わないこととしている。</u></p> <p><u>本付編の内容については，政府が，南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合に実施する新たな防災対応に関する計画等を整理した際に，必要な修正を行う。</u></p> <p>第2章 防災責任者が実施する事務又は業務の大綱 5 指定公共機関 (7) 独立行政法人水資源機構（利根川下流総合事務所） 1) 機構本社ダム事業部，国土交通省霞ヶ浦河川事務所，同霞ヶ浦導水工事事務所及び同利根川下流河川事務所，その他関係機関との連絡，情報の周知に関すること。</p> <p>第4章 警戒宣言発令時の対応措置 第2節 警戒体制の確立</p>	<p>370</p> <p>付編表紙</p> <p>379</p>	<p>予防，応急，復旧・復興の各段階において，男女共同参画の視点を明記（予防，応急には既に明記）</p> <p>東海地震に関連する情報の発表停止等に伴う修正</p> <p>組織改編に伴う名称変更</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考
<p>3 防災関係機関の体制 (3) 指定公共機関 7) 独立行政法人水資源機構 防災本部を設置し、警戒体制に入る。本部の組織は、次のとおりとする。</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD A[本部長 (所長)] --- B[電気通信班] A --- C[管理班] A --- D[総務班] A --- E[本部班] </pre> </div> <p>8) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 ① 「原子力災害対策マニュアル（原子力防災会議幹事会）」及び「原子力災害対策指針」に基づく警戒事態における、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部体制の確立に基づき、原子力緊急時支援・研修センターに緊急時支援体制を確立する。また、<u>独立行政法人日本原子力研究開発機構</u>の主たる事務所に「機構対策本部」を確立する。</p>	<p>3 防災関係機関の体制 (3) 指定公共機関 7) 独立行政法人水資源機構 防災本部を設置し、警戒体制に入る。本部の組織は、次のとおりとする。</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD A[本部長 (所長)] --- B[副本部長 (副所長)] B --- C[利根川河口堰班] B --- D[霞ヶ浦班] B --- E[被災者等対応班] B --- F[広報班] B --- G[管理班] B --- H[総務班] </pre> </div> <p>8) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 ① 「原子力災害対策マニュアル（原子力防災会議幹事会）」及び「原子力災害対策指針」に基づく警戒事態における、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部体制の確立に基づき、原子力緊急時支援・研修センターに緊急時支援体制を確立する。また、<u>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</u>の主たる事務所に「機構対策本部」を確立する。</p>	<p>394</p> <p>394</p>	<p>本部組織改編に伴う修正</p> <p>誤記の修正</p>
<p>第3節 地震防災応急対策の実施 3 警備、交通対策 (2) 第三管区海上保安本部の措置</p>	<p>第3節 地震防災応急対策の実施 3 警備、交通対策 (2) 第三管区海上保安本部（茨城海上保安部）の措置</p>	<p>401</p>	<p>表記の修正</p>

